

平成18年度大学知的財産本部整備事業

文部科学省 平成18年度

21世紀型産学官連携手法の構築に係る モデルプログラム事業

「国際的な産学官連携を進める上で問題となるアジア
各国（中国・韓国等）と日本との特許制度における
相違点に関する調査研究」に関する調査報告書

平成19年 3 月

新潟県大学連合知的財産本部

は じ め に

本報告書は、文部科学省の平成18年度大学知的財産本部整備事業の追加事業で応募のあった「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」で採択された「国際的な産学官連携を進める上で問題となるアジア各国（中国・韓国等）と日本との特許制度における相違点に関する調査研究」について調査・検討した結果を取りまとめたものです。

大学の基本的な役割は、時代を担う人材の育成と学術研究の推進です。基本特許等の知的財産は大学の研究成果を社会還元するための手段であり、長期に渡り価値を生み出すような基盤的な知的財産を創出し、技術や標準を提案し、経済や産業の持続的な発展に貢献していくことが大学の社会的な役割であると考えます。

新潟地域は従来から東アジア地域に向けた窓口としての役割を果たし、また県内の各大学も環日本海地域の拠点大学との学術交流や学生交流を重要視してきました。

近年、経済や産業の分野において、国際競争が加速する中で、知的財産に関する活動を環日本海地域へも拡大していくことが我々の今後の課題であり、各国の特許事情の特徴や相違点に関する相互理解を深めることが必要不可欠であります。

本調査研究を通じて得られた環日本海沿岸諸国の特許制度の相違点とそこから派生する産学連携分野における適切な契約内容等のあり方についての知見を駆使することにより、将来予測される諸問題が未然に解決され、国内技術を保護し円滑で効果的な国際的産学連携に寄与できるものと考えます。

さらには、対岸貿易を重視する地域社会に対して本調査研究で得られた調査結果を発信することは、地域再生の観点から貢献度は極めて大きいものと考えます。

最後に本調査研究の実施にあたり、ご指導ご協力を頂いた皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げるとともに、本調査研究の機会を下さいました文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室の方々に、心から感謝を申し上げます次第です。

平成19年 3 月

新潟県大学連合知的財産本部

本部長 長谷川 彰

目 次

1. 国際的産学連携と知的財産戦略の調査報告	1
2. 環日本海知的財産セミナー実施報告	
2-1 実施概要.....	31
2-2 梁 智允講師の講演内容.....	32
2-3 徐 謙講師の講演内容.....	42
2-4 Galina N. Andruschak 講師の講演内容	62

1. 国際的産学連携と知的財産戦略の調査報告

国際的な産学官連携を進める上で問題となるアジア各国（中国・韓国等）と日本との特許制度における相違点に関する調査研究

国際的産学連携と知的財産戦略について

目 次

1. はじめに 産学連携の今
2. 産学連携での人材の育成
 - 2.1 人材育成への期待
 - 2.2 国際的な視点での連携促進
 - 2.3 産学連携を通じた実践的教育の推進
3. 国際的な産学連携の展開のために
 - 3.1 国際的な産学連携の必要性
 - 3.2 国際的産学連携と知的財産戦略
4. 新潟エリアとしての取り組み
 - 4.1 新潟エリアとしての取り組みの必要性
 - 4.2 環日本海圏地域の概況
 - 4.3 環日本海圏地域との経済交流と知的財産をめぐる現況
 - 4.4 新潟県と環日本海圏地域との経済交流における知的財産問題の過去、現在
 - 4.5 模倣品対策について
5. 本調査研究の目的と期待される効果

1. はじめに 産学連携の今

近年、世界規模での知識経済化の急速な進展の中、日本経済、地域経済ならび社会を活性化するための大学等高等教育機関の「知」を活用した産学連携の重要性が指摘され、かつ、社会からの期待や要請も益々高まってきている。大学の果たすべき役割として、伝統的な教育と研究に、社会貢献が加わり、その社会貢献の中心的なものとして産学連携が位置付けられつつある。

しかし、営利を目的とする企業と非営利の組織である大学の連携である産学連携には、必然的に難しい問題が生じる。地域開発、知的財産の活用、利益相反、大学発ベンチャー、大企業と中小企業との連携スタイル等、解決すべき課題は多く、日本各地で様々な取り組みが行われている。

新潟大学でも、2004年の国立大学の行政法人化を受け産学連携への本格的な取り組みを推進してきた。

そして今回、新潟エリア独自の産学連携への取り組みの一環として、環日本海圏地域（日本、中国、韓国、ロシア等）における国際対応を考慮した知的財産戦略・連携手法の確立を目指し、文部科学省のご指導の下「国際的な産学官連携を進める上で問題となるアジア各国（中国・韓国等）と日本との特許制度における相違点に関する調査研究」を実施した。

本稿では、本調査研究の背景となる、国際的な視点での産学連携推進の必要性とその展開について、特に、人材育成面、知的財産の活用面、新潟というエリアからの分析を中心にまとめる。

2. 産学連携での人材の育成

2.1 人材育成への期待

産学連携の成否は、産学連携を担う人材に大きく依存する。世界規模での知識経済化の急速な進展中、人材の確保・育成は各国、各地域、各産学連携の大きな課題となり、各国レベルでも優れた人材、特に、海外の優れた人材の獲得を巡って、激しい競争が行われている。

例えば、米国では、博士号取得留学生に対し1年間在留を延長できる資格制度を導入するなどして、各国の科学技術に優れた人材を、国境を越えて育成・確保し、囲い込む政策を積極的に推進している。また、中国では、海外へ留学した優秀な人材の帰国を奨励し、自国の研究者や起業家として確保するために研究機関等への登用や研究費等について優遇

1) 「産学官連携推進の知恵」文部科学省産学官連携コーディネーター産学官連携企画編集委員会 H17.3参照。

措置をとるなどして、自国の人材育成・確保に関し独自の取り組みを行っている。

日本にも、アジア諸国からの留学生を中心に、大学等に約12万人の留学生が滞在している。このうち理工系分野の留学生は、大学院を中心に約2万3千人滞在する。しかし、理工系の大学院における留学生の割合は、各先進諸国が、米国26.7%、英国31.5%、フランス26.3%であるのに対し、日本は、9.6%と極端に少ない²⁾。言語面や地理的ハンデがあるので一概に比較することは難しいが、大学院卒業後のキャリアパスが描けない等の、社会環境面での受入れ体制が不十分な面があり、欧米諸国に比べ、海外の優れた人材が集まりにくい環境にあると思われる。因みに、日本の大学を卒業する留学生は毎年約2万人に及び、その多くが日本国内での就職を希望しているが、日本国内に就職できる割合はそのうちの四分の一程度である。優れた海外人材の多くを国内にとどめることの難しさを表した数字である。

日本国内の人材育成に目を向けると、高度成長期は、企業におけるOJTを通じた企業の人材育成への取り組みが中心であった。このような企業の人材育成への取り組みは、景気変動の影響を受ける。例えば、景気低迷の中、企業の人材育成投資は減少する傾向にあった。そして、1990年代後半から長い不況を反映して、企業のニーズは、即戦力となる人材へと変化し、現在は、優れた専門性、幅広い知識と問題解決能力の両方をあわせ持つフレキシビリティのある人材が求められている。このような企業、社会の人材育成に対するニーズの変化を反映して、大学等の高等教育に対する期待も大きく変化し、優れた専門性、幅広い知識と問題解決能力の両方をあわせ持つフレキシビリティのある人材の育成が期待されている。

企業の期待とは別に、大学で博士号を取得した研究者の希望をみると、多くの博士号取得者がアカデミアにおける研究者を希望しているが、就職先としての大学等における研究員の定員は微増であり、企業へ就職するか、多くがポスドク、オーバードクターとして大学に残る等、博士号取得者の人材市場にアンバランスが生じている。

また、人材育成面の直近の問題として、2007年以降に訪れる製造業の現場を支えてきた団塊の世代の大量退職の問題が指摘されており（いわゆる「2007年問題」）、その対応も急務となっている。

2.2 国際的な視点での連携促進

上記のような、国内外の人材育成の状況・課題を踏まえて、産学連携での人材育成にも、次の2つの視点が必要になる。1つは、企業の求める、優れた専門性、幅広い知識と問題解決能力の両方を併せ持つフレキシビリティのある人材の育成の場としての産学連携である。そして、もう1つは、近年益々重要になりつつある優れた海外の人材の活躍の場とし

2) 因みに、高等教育機関における留学生の割合も、各先進諸国が、米国6.5%、英国18.5%、ドイツ12.6%、フランス8.5%であるのに対し、日本は2.6%と極端に少ない。

での産学連携、あるいは優れた海外の人材の活躍の場を拡大するための産学連携である³⁾。つまり、産学連携にも国際的な視点が必要になる。

産学連携が、優れた海外人材の活躍の場となれば、我が国におけるイノベーションを支える優秀な人材の確保が可能となり、合わせて、海外の優れた人材が我が国への留学や就職を志向するという好循環が生まれる。このためには、海外の優れた人材が、安心して研究等に従事できる環境の整備が急務である。具体的には、①産学が一体となっていく留学生の実践的な教育の推進、②留学生が就職する際にネックとなっている日本語や日本文化習得のための教育推進、③留学生側と企業側の接触の拡大を図ることが必要になる。ここで、これらを実現する手段として、留学生向けのインターンシップの導入・拡大、在留資格の緩和、生活環境の改善、帰国後のネットワークの維持等の関連環境の整備、卒業後の国内外での活躍の支援、留学生向けの人材育成制度の構築等が考えられる。

2.3 産学連携を通じた実践的教育の推進

短期的な視点では、「2007年問題」への対応等も挙げられるがここでは、中長期的視点に立って考察する。

中長期的視点に立った場合、産業界における、専門分野の深い知識に加えて周辺領域等の幅広い知識及び問題発見・解決能力を兼ね備え、かつ基盤的・融合的な領域で活躍できる高度な人材に対するニーズの高まりに対応して、産学連携の場での、次代のイノベーションを担い、産業構造の新たな変化にも対応していくことができる高度な技術系人材の育成が課題となる。この場合、専門知識面における社会のニーズと教育内容の間のミスマッチを解消し、幅広い知識と問題解決能力を身に付けさせる教育の機会を提供することが大学側の課題となる。これは、産学連携に係わるか否かに関係なく、教員の意識、学内での人事制度等の構造的な課題でもあり、解決に向けた取り組みも容易に進まない状況ではあるが、関係各位と協力して、積極的に取り組みたい。

1つの取り組みとして、大学において企業側の協力と自治体等の支援を得つつ、基盤的・融合的な研究を行い、それを通じた高度な研究人材・技術人材の育成の場を提供することが考えられる。産学官連携の下で実質的な研究と教育を一体的に行う工学教育研究を進めていくことが重要であり、そのあり方についても今後検討していく。

先端的な研究領域を拓く研究者の育成に関しては、NEDO等を通じた国家主導の研究プロジェクトを、次世代の技術を創る場および「次世代の研究人材」を育成する場としても位置付け、そのようなプロジェクトの現場において大学院生やポスドク等を活用することも必要と考える。学術的、基礎的な研究分野だけでなく、イノベーションの成果を実用化・市場化に結びつけていけるような高度なエンジニアの育成に関しては、大学の専門分

3) 産学連携が、優れた海外の人材の活躍の場として機能すれば、必然的に、優れた海外の人材が企業等で活躍するケースも増えると考えられる。

野に加え研究開発に必要な周辺分野も含む幅広い視野を育てること、市場を常に意識した研究環境である企業の実際の研究開発現場を活用すること、より実践的な人材育成を行うことを検討すること、等が必要になる。

以上の各人材の育成において大学が果たすべき役割としては、共同研究に参加する研究者として、先端的研究成果をベースとした新たな教材・カリキュラムの開発の担い手として、学生への事前教育、事後教育等の実施者として多岐にわたるものとなる。それぞれの目的に応じた柔軟かつ積極的な対応が求められる。

新たな実践的教育手法の活用も促進すべきである。将来の産業人材となる学生に就職前の段階から実践的な能力を身につけさせ、即戦力を高めること、つまり、現実の職場環境や実務から発生する課題を活用し、明確な人材育成の目的の下、学生の課題発見・解決力や専門性に加え、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力等の社会人の基盤的スキルをも向上できるような実践的な教育が行われることが必要である。

こうした教育の手法としては、我が国においてインターンシップ制度がこの10年程度の間に本格化した。また、新たな人材ニーズに対応したPBL、CO-OP教育やプラクティス・スクール等、様々なものが提案されている。

欧米、特に米国では古くから活発に行われているインターンシップは、我が国でもこの数年間、実施校・実施率が順調な伸びを示している。インターンシップの多くは夏期休暇等を利用した2週間程度の短期間の就業体験型である。これは、短期のインターンシップについては、企業側にとっても相対的に負担が多く、メリットが限られることによる。インターンシップ以外の実践的教育については、一部の人材育成に強い関心を持つ企業がボランティア的に行っているものも多いが、大学側も事務作業等の負担が大きく、その拡大には教員の理解増進等いくつかの解決すべき課題が存在する。

実際に、インターンシップ等の実践的教育手法が効果的に行われるようになるためには、大学等がこうした教育手法による人材育成を自らの価値を高める新たな教育スタイルであると明確に位置づけ、産学の連携・協力の基に一層推進していくことが重要であり、求められる人材像の明確化とそれに適した手法の選択、より効果的で効率的なカリキュラムの構築と実施が必要である。これらを行う際に支障となる課題の早期解決や促進のための運用改善が求められる。実践的な1ヶ月以上の長期インターンシップの実施において、大学側におけるインターンシップの単位化等は、学生の参加のインセンティブ向上に効果的であり、参加に適した学生の選定、事前教育やフォローアップを行うこと等によって参加学生の質や意識の低下を防ぐような措置は必要であろう。また、産業界側としても、企業が予めテーマを具体的に示す等、本気で大学に協力することが不可欠である。新規的教育手法の導入については、企業と大学、企業と学生、大学と学生間で、学生の秘密保持、知的財産の扱い、旅費、滞在費、手当等の支給、事故発生時等のルール構築が進められることも必要である。

3. 国際的な産学連携の展開のために

3.1 国際的な産学連携の必要性

我が国の企業の活動はますます国際的な広がりをみせ、同様に欧米の企業も、オープンイノベーションを進展させている。いまや、各国の企業は、世界中の大学、企業からの技術の導入等を拡大し、企業が求める技術シーズが各国内の大学になれば、それを海外の大学等に求めるのは当然の戦略となっている。

我が国の企業の中にも、必然的に国際的な産学連携がもたらすメリットに対する大きな期待がある。また、大学も海外の企業との共同研究等を経験できれば、研究能力の向上、新たな融合の促進等の大きな効果が期待できる。以上のように、国際的な産学連携は、我が国の国際競争力を強化するための重要な戦略である。

3.2 国際的産学連携と知的財産戦略

国際的な産学連携に当たっては、我が国の技術の管理が課題となる。我が国が競争力を維持できる形態で管理された、製品の輸出、技術移転、役務提供等が行われることについては、特に問題は生じない。経済産業省が委託した研究開発事業の成果の移転については、委託契約において国内生産者重視の観点から国内生産優先措置が設けられており、委託事業に係る知的財産権を基に海外で製品を生産し、それを日本国内で独占販売するような企業に実施許諾を行う際に一定の配慮が求められていることには留意が必要である。

国際的な産学連携に当たって問題となるのは、意図せざる技術の流出である。平成17年に不正競争防止法が改正され、それに伴って、企業に向けた「営業秘密管理指針」大学に向けた「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」がそれぞれ改訂された。今後はこれらに基づき企業や大学において技術流出を防止する体制の整備が必要となる。また、出願された特許は権利化の成否にかかわらず情報が公にされることに留意が必要である。国内特許として出願されたものの国際特許として出願されていない、あるいは国際特許として権利化されなかったものは内外に対して単に情報を公開しているに過ぎない。

国際平和及び安全維持の観点から、外国為替及び外国貿易法（外為法）では、計測機器や試料の持ち出し、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供や国際的な共同研究等における技術移転は、あらかじめ経済産業大臣の許可が必要であること規定している。

我が国の国際競争力の強化の観点から考えた場合、最も重要となるのが、知的財産、特に、特許の保護とその活用である。大学にとっても、国内の知的財産の管理は当然のこと、戦略的な国際特許化を促進することが重要となる。大学等の研究成果には将来的に基本特許となりうる基盤的な発明が含まれることも多く、事前に十分選別を行った上で国際特許

の取得を目指すことが望ましい。このような特許戦略は、従来から企業では対応が進められていたが、大学においても、海外への国際特許出願を含めた特許戦略が必要である。併せて、国際的な特許紛争処理に向けた人材の育成・体制の整備が不可欠である。

アジア諸国等の途上国との関係では、環境・エネルギー分野等において、必ずしも先端的不是な既存の技術等をベースとした産学連携もあり得る。我が国にとっては産業競争力の観点から特に重要ではない既存の技術でも、途上国での活用が見込まれるものは多く存在する。これらの技術については国際貢献や技術協力的視点から前向きに位置づけていくべきと考える。

4. 新潟エリアとしての取り組み

4.1 新潟エリアとしての取り組みの必要性

日本の産業基盤ともいえるべき製造業の環日本海圏地域（中国、韓国、ロシア）との経済交流は大きな転換期にある。中国や韓国との国際機能分業化が進む中、どう対岸と向き合って新たな生産地図を構築するのか、日本の日本海地域における製造業とりわけ地場産業といわれる中小企業を中心とした伝統的な地域産業のDNAをいかに継承、発展させていくかが産業上の課題となっている。

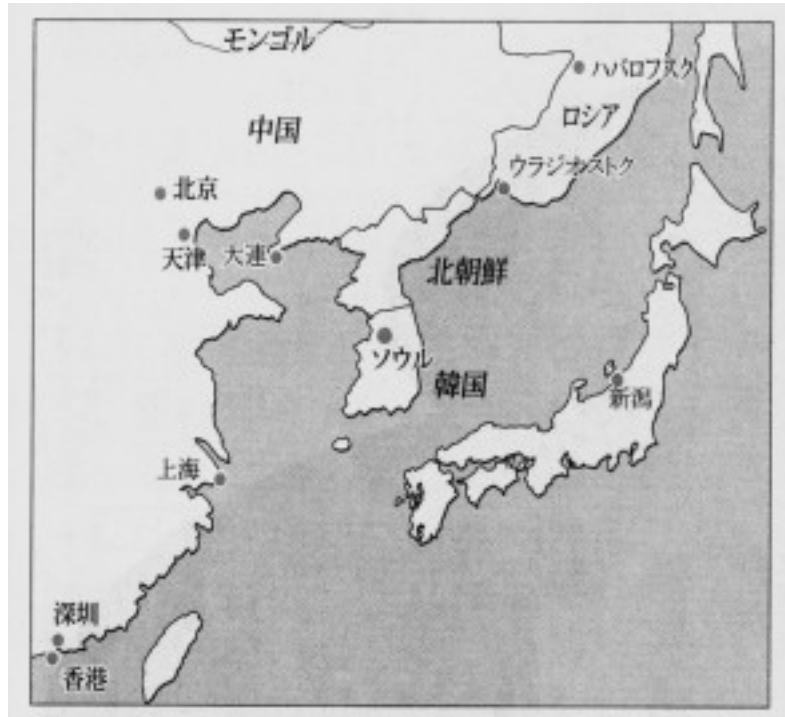
新潟エリアは、対岸貿易の拠点となる商業都市として発展したものの、主要企業であった大手鉄工所の倒産以来、これを支えてきた金属部品加工業等の中小企業群は、苦戦を続けている。一方、新潟地域産業を支える中小製造業の中には、ロシア等海外から研究者を招き、積極的な技術開発を展開する機械メーカーも存在し、国際性豊かな21世紀型知的社会に対応した知的資本戦略型企業への変革を模索している。上記、機械メーカーの例では、新潟県大学連合知的財産本部（以下、連合知財）構成大学の一部もその研究開発プロジェクトに関わり、新しい表面処理技術の開発を行っているなど研究面における対岸交流が活発化しているものの、海外研究者の帰国後に予測される知的財産流出問題や産学連携に関する諸問題への対策は未だ確立されていない。この様な観点から、新潟エリアとして、環日本海における国際対応を考慮した知的財産戦略・産学連携手法を確立することが、急務である。

以下、まず、環日本海圏地域の概況をまとめ、各地域との経済交流と知的財産をめぐる現況から確認する。

4.2 環日本海圏地域の概況

一般に環日本海圏対岸地域といわれる北東アジア地域には、中国東北三省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）、ロシア極東〔サハ共和国、ユグヤ自治州、チェコト自治管区、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、カムチャッカ州、マガダン州、サハリン州〕、モンゴル、

韓国、朝鮮民主主義人民共和国〔北朝鮮〕、及び日本が含まれる。この地域は米ソ対立を中心とする冷戦構造の崩壊後、世界で政治・経済の改変が進む中で、その冷戦構造の残骸とも言える対立を今日まで引きずってきた。



【図1】 環日本海圏対岸地域

北東アジアには異なる政治・経済体制が存在し、また市場経済への移行形態も様々である。2000年代の北東アジア各国を個々に概観すると、日本では企業のリストラ、金融機関の再編成、韓国では財閥の解体、金融機関の再編、中国では国有企業の改革を初めとする三大改革〔国有企業改革、行政機構改革、金融改革〕、ロシアでは財政改革の改善、モンゴルでは民営化への改革をそれぞれ進めている。北朝鮮では経済の危機的状況、経済的な孤立を脱する方策を模索しているが核施設・拉致問題をめぐる金融制裁が続いて危機的状況は一層悪化をきたしている。こうした中で、北東アジアがひとつの経済圏として成立するためには多くの困難を伴うが、同時にその多様性と補完性から経済圏として発展していく可能性を見出すこともできる。

この地域の多様性と補完性を1998年の指標⁴⁾からみると、北東アジアの人口は約3億人である。この人的資源の分布をみると、日本や中国東北三省では1億人を超えるが、ロシア極東では726万人、モンゴルでは1平方キロ当たり1人、2人といった過疎地である

4) 浜田充・〔財〕環日本海経済研究所（ERINA）前調査研究部研究員「北東アジアにおけるITへの対応について」

一方で、日本は335人、韓国では468人と極端に多い。

経済活動の指標となる国民一人当たりのGDPでは、日本の29,836ドルとモンゴルの436ドルでは、実に68倍もの開きがある。開発のための資金不足に悩む北東アジア各国が技術、資本の輸出国である日本や韓国に援助を求めている。

【表1】 1998年の北東アジアの主要指標

	面 積	う ち 耕 地		人 口	人口密度	名 目 GDP	GDP 成長率	1人あたり GDP
	(万km ²)	(万km ²)	(%)	(万人)	(人/km ²)	(億ドル)	(%)	(ドル)
中 国	960	95.0	9.9	124,810	130	9,609	7.8	770
東北三省	79	17.0	21.5	10,574	134	992	8.6	938
ロシア	1,708	124.6	7.3	14,633	9	2,766	-4.6	1,890
ロシア極東	622	2.5	0.4	726	1	N.A.	N.A.	N.A.
モンゴル	157	0.3	0.2	242	2	10	3.5	436
韓 国	10	2.1	21.5	4,643	468	3,208	-5.8	6,908
北朝鮮	12	1.9	15.1	2,208	180	126	-1.1	573
日 本	38	5.0	13.3	12,649	335	37,828	-2.8	29,836
米 国	916	177.0	19.3	27,114	30	85,107	3.9	31,491

〔資料〕 「中国統計年鑑」、「ロシア統計年鑑」、ロシア連邦国家統計委員会資料、「モンゴル統計年鑑」、
「韓国経済統計年報」、「韓国経済統計年鑑」、韓国銀行推計資料（北朝鮮）、「日本統計年鑑」、
「The World 1999」、「国際農林水産統計1999」より作成。

〔注〕 N.A.はデータなし。

日本の耕地面積比率は農地面積比率で代用した。

米国の面積、耕地面積は1997年値。

一方、天然資源の有無をみると、ロシア極東は石油、天然ガス、石炭等のエネルギー資源をはじめ、金やダイヤモンドといった鉱物資源、さらに森林資源、海洋資源が豊富である。中国東北三省においても石油や石炭に恵まれ、モンゴル及び北朝鮮には非鉄金属資源がある。これに対して、日本や韓国は「地下資源小国」であり、エネルギー資源や鉱物資源の大半を輸入に頼っている。

要するに、本報告のテーマである知的財産問題の地域的対象となる環日本海沿岸地域を構成する北東アジアには、中国東北三省の資源と労働力、韓国・日本の技術力と資本力、またロシア極東、北朝鮮、モンゴルの天然資源があり、潜在的な経済補完関係が存在しているといえるのである。

次に、この地域の経済的交流である貿易について概観してみると、1997年の貿易額は輸

出が5,744億ドル、輸入が4,943億ドルでそれぞれ世界の10%、9%を占める。但し、この中では日本の貿易額が圧倒的に大きく、輸出入が北東アジア全体の73%、69%を占めている。これに韓国が次ぎ、二カ国を合計すると輸出では97%、輸入では98%に達し、日本及び韓国がこの地域の貿易の中核をなしている。

1997年の北東アジアの域内貿易依存率（＝域内貿易額・貿易総額）は17%であり、域内の結びつきが強まっている〔90年は14%〕。日本は対米、対東南アジア貿易が主体であり、域内貿易の比率は14%程度に留まっている。韓国は日本に比べると依存率は高いが、その中心をなしているのは対日貿易であり、その他の北東アジア諸国との結びつきは弱い。これに対して、モンゴル、北朝鮮の域内依存率は高くなっている。

中国及びロシアでは、全国ベースでみると北東アジアへの依存はそれほど大きくないが、東北三省、極東といった地域で見ると域内の結びつきの強さが窺える。このような特定の地域では積極的に域内を中心とする経済活動を繰り広げているが、国全体としてロシアは対欧州貿易が中心となり、中国は対米貿易も大きい等、北東アジアにはあまり目が向いていない。中国東北三省及びロシア極東では、地理的条件を活かした貿易構造をとり、国全体とは異なった形で国際化を進めている。

これらの地域との経済交流を進める中で惹起されてきた課題が、本報告の本題である環日本海沿岸地域とりわけ新潟県との経済交流の現況ならびに経済交流により発生する知的財産問題すなわち模倣品対策、技術流出などをめぐる特許権、意匠権、商標権、著作権など知的財産権紛争である。かつての戦後の日本経済のように欧米など工業先進国に追いつけ、追い越せの号令のもと、模倣品を安く作り輸出することにより、戦後の経済復興が図られたように、まず韓国が日本を倣い経済成長を遂げ、いまや中国が日本をはじめ欧米の技術を世界の工場としてなりふり構わず世界に向けて安くて高品質の製品を輸出している。

一方、このように製造業を中心に高成長を遂げた中国、韓国におけると同様に、かつてのソ連邦時代は共産主義国家として経済的に低迷していたロシアが世界的な石油価格の高騰により極東地域に経済的な新富裕層といわれるような人々が誕生し、欧米のブランド品や「メイド・イン・ジャパン」の購買層として台頭する等、市場としても急上昇しているなか、偽ブランド問題など知的財産権紛争が生まれている。

日本海沿岸の環日本海圏地域において、たとえば、新潟県の製造業とりわけ、かつては金属洋食器、ハウスウエアの世界的製造業が多くあった燕産地は韓国、中国の著しい追い上げを受けて低価格品市場は壊滅し製造業は衰退し、廃業を余儀なくされている。存続している企業も国際競争力に対抗するため中国に生産拠点を移して懸命に生き延びを図っている。このような中、OEM製品の製造委託した中国企業が発注元の日本企業に無断で横流しする事態が発生し、発注元に無断で下請け先や代理店が商標登録や意匠登録をするケースも増えている。韓国企業との間にも同様な問題が発生している。

ここでは、北東アジアとの経済交流の現状を概観するとともにその中で発生している知

的財産問題を中国、韓国、ロシア極東地区を焦点に整理してとりあげ、その解決の道を探ってみたい。

4.3 環日本海圏地域との経済交流と知的財産をめぐる現況

(1) 中国との経済交流の現況と知的財産制度をめぐる今日的課題

中国の経済・社会の発展に伴い、知的財産権の重要性が日増しに高まっている中、中国政府は、自主革新を奨励する各種政策を実施し、財産権、特に知的財産権の保護を強化し、ハイテク産業への貸付サービスや融資環境を改善し、ベンチャーキャピタル投資の発展を速め、自主革新と大学や企業の研究所から生まれる科学技術成果の産業化に役立つ環境を生み出すことを重点課題としている⁵⁾。

国務院の温家宝総理は2005年3月28日の国家科学技術奨励大会で、「強い科学技術の革新能力を持ち、独自の知的財産権を持てこそ、中国の国際競争力を高め、尊敬される国際的地位と尊厳を享受することが出来る。自主革新能力の増強を国家戦略とし、現代化建設の各分野へ徹底させ、各産業や業界、地域へと徹底させて、中国が国家的影響力を備える革新型国家となるように努める」と述べている。

さらに、同総理は、知的財産保護の強化は特に強調する必要がある問題であり、知的財産権保護の強化は、自主革新を奨励し革新環境をグレードアップする上で非常に重要な意義をそなえており、国外との知的財産権紛争を減少させる上でも役立つので、健全な知的財産保護システムを確立し、法制度の整備が必要であると述べた。

知的財産業務を全面的に強化し、知的財産権の創造や保護、応用を国家の経済と社会発展における全体的な戦略にかかわるものとするため、2005年1月に国務院は呉儀・副総理をグループとし、国家知識産権局など20部門以上が参加する国家知識産権戦略制定業務指導グループを成立させた。6月30日には呉儀・副総理が司会する国家知識産権戦略制定業務指導グループ第一次会議が開催され、国家の知的財産戦略の制定が開始された。呉副総理は会議の講話の中で、国家知的財産戦略の制定は、現在の中国の改革開放と経済社会の発展における客観的な必要があり、知的財産権の国際規則の変革による挑戦に積極的に対応し、中国の経済的安全を擁護する上での差し迫った任務で、公平な競争の市場環境の構築を早める上で役に立ち、中国の自主革新能力と核心的競争力の強化に役立つものだと述べている。また呉副総理は、国家の知的財産戦略制定は政府による主導を堅持し、関連する国家の発展戦略や計画と協調的で、関連する法律法規や政策との結びつきがスムーズであることが必要だと指摘し、一部の重要な問題を統一的な計画で処理し、中国の特色を体现するように努め、時とともに進展し、現実に応じた革新を目指すことが必要だと強調した。

国家知的財産戦略は綱要と専利戦略などの20のテーマから構成され、全体の制定は1年

5) 2005年度中国知的財産保護状況白書

半以内で完成される。

3月17日に全国人民代表大会常務委員会の蔣正華・副委員長が国家知的財産権局を視察し、知的財産権の関連作業を十分に評価すると同時に、知的財産権の関連事業を通じて中国の革新能力の向上を推進し、知的財産権の制度運用の研究を強化し、知的財産権の立法をさらに強化、改善すると指摘した。

国務院は11月中旬に、2004年8月から始まった知的財産権保護の専門行動の監察を行った。今回の監察は、国家知識産権保護業務グループ弁公室が主導し、公安部や文化部、海関総署などの部門の担当者が人員を率いて、7つの小グループに分かれて、表立った調査と秘密の調査をともにやり、適宜サンプル調査を実施、また直接インタビューを行い、北京や上海・天津など15ヶ所の重点地区で一ヶ月の監督視察を行い、知的財産権保護の法規制の強化という要請に実際に応えた。

ところで、新潟県産業政策課がまとめた新潟県内企業の国別輸出額推移によると、対中国輸出額は年々増加傾向にあり、2004年には機械機器や化学品などで1,200億円を突破した。海外への輸出額全体の34%を占め、国別では5年連続で1位を占め巨大市場としての存在感を示す。この輸出額を裏付けるデータとして新潟県内に本社がある県内企業の海外進出先として、圧倒的に多いのも中国だ（【図1上】参照）。

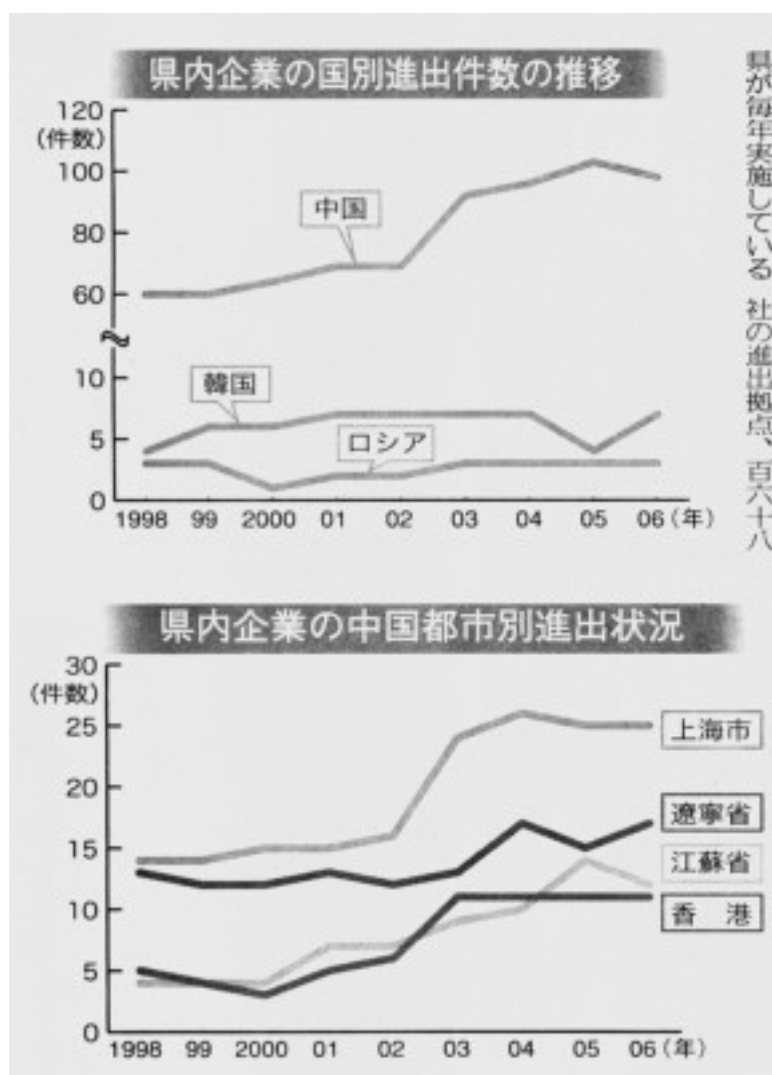
新潟県が毎年実施している「県内企業海外進出状況調査」によると、2006年3月31日現在、海外進出している96社の進出拠点、168ヶ所のうち、約6割に当たる98ヶ所を中国が占めている。次いで、米国とタイが各15ヶ所、韓国は台湾と並び7ヶ所で、ロシアは3ヶ所にとどまる。中国では、上海市が25ヶ所と最多。遼寧省の17ヶ所、江蘇省12ヶ所、香港11ヶ所と続く（【図1下】参照）。96社の業種別では、製造業が全体の約8割を占める。中でも、電気機械器具、精密機械器具などの「機械機器」が4割以上に上る（【図2】参照）。進出理由では、「進出地域の市場開拓」を5割近くの企業があげ、次いで4割近くの企業が「生産コスト削減」をあげた。

金属加工やニットなどの地場産業を抱える新潟県。中国、韓国などの安価な製品に市場を奪われてきたが、世界に誇る先端技術売り物に、中国をはじめ北東アジアを巨大市場と捉え、“新潟ブランド”の売り込みを図る企業や産地も出てきた⁶⁾。一方、対岸では技術力のある現地企業が台頭。新たな競争に直面した県内企業の生き残りをかけた模索も始まっている。

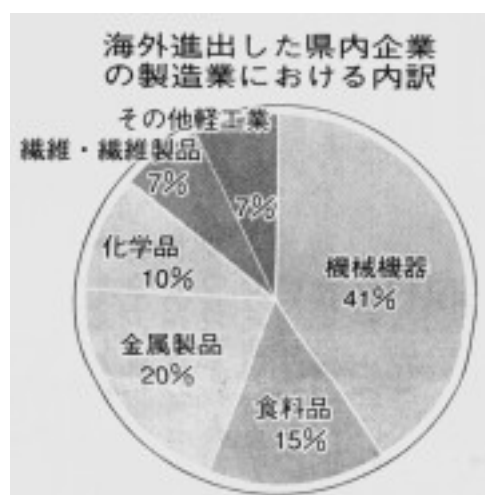
長岡市の液晶カラーフィルター製造用加熱冷却装置の製造業クリーン・テクノロジーは上海市のフィルターメーカーより発注された装置の出荷を行った。上海にはさらに来年から取引を予定する企業があり、将来的な対中国年間売上額は、台湾向けの約60億円に迫る40億—50億円を見込む。

燕市の金属加工業の東陽理化学研究所は、2005年上海市近郊の昆山市で台湾企業と合併

6) 新潟日報2006年10月26日朝刊14面



【図1】 県内企業の海外進出先と中国年別進出状況



【図2】 進出企業の内訳

で子会社を立ち上げ、生産工場を操業した。これに伴い、米国企業の携帯音楽プレーヤーのステンレス筐体の生産を本社工場から移管。月平均生産約1億5千万の売上額は、本社全体の20%を占める。中国を生産拠点とするメリットについてIT機器はコストダウンのペースが速く、日本の人件費ではすぐに採算が合わなくなる。研究開発は、日本で、量産体制になったら中国へなどといった段階に応じた生産が可能になる反面、台湾から進出したIT部品メーカーなどが新型機械の導入により労働集約だけでは太刀打ちできない。現地でも先進的な設備投資を考える必要があるなど中国を舞台にした競争の激しさがある。

日本有数のニット産地の五泉市の業界関係者が2005年11月上海市の国際展示会に参加、単独のファッションショーを行った。異素材を組み合わせるなどの高い技術が現地で話題になった。産地は4年前から毎年、視察団を上海に派遣して現地調査を行い、行政や市場関係者らと人脈を築いてきた。

12年前に上海で合弁会社を設立し現地生産を始めた新潟市の金属加工・金型製造業ツバメックスは、上海での雇用を維持する難しさがあるなど中国での生産に壁を感じ、独自の付加価値商品に活路を見出そうと、加工が難しいマグネシウム合金を使った自動車部品やかばんを開発し、生産も新潟の本社工場主体にシフトした。

新潟市の米菓メーカー亀田製菓株式会社は、中国の巨大マーケットを視野に約2年前、中国の大手食品メーカーと手を組み、天津工場を稼働させ、中国人の味覚に合う米菓の開発に力を入れている。

6年前に上海市に進出した長岡市の織機制御装置製造業は、中国と日本で完全な分業化を図り、一つの制御装置のうち、6割を中国で生産するが、模倣防止対策で4割の装置の心臓部を日本で生産する。出荷先は中国製造業10数社だ。これら取引先の中国企業も装置の心臓部については、信頼のおける日本製を欲しがるところが多いという。かなり性能が高い模造品も出回っている。

かつて、人件費の安さが魅力だった中国だが、賃金の上昇が続き、約13年前に広州付近に工場を建設した三条市の刃物総合製造業の下村工業株式会社は、人件費は進出当初の3倍以上に増え、高くなったが、現地での生産原価計算が上手になって利益率が上がり、採算が採れるようになった。

一方、1991年に中国・大連の「大連経済技術開発区」に子会社（親和測定有限公司）を設立した三条市の計測機器製造業のシンワ測定株式会社は、同開発区が輸出型の外資企業に対して税制面で様々な優遇措置、つまり進出外国企業に対して一定の条件下で関税を無税とする特典が与えられることを期待して設立した。大連に進出するに当たって、同社は中国国内市場を含む国際マーケティングの一環として位置づけていたが、実際には同社の加工基地として活用されている。しかし、当初は原材料を新潟の本社工場から支給し、大連工場で加工し、製品及び仕掛品を再び本社に搬送し大連の子会社は加工費のみを販売する「来料加工方式」であったのであるが、現在では、それに代って中国製の原材料を現地で購入し、製品及び仕掛品の全てを日本に搬送する必要はない進料加工方式が全体の8

割、来料加工が2割を占めるにいたっている。コスト面では、大連工場の生産費(加工費)は、日本での生産費(三条、燕工場における生産費)に比べ、約3分の1に過ぎない。したがって、大連工場は、大きなコストダウン効果を期待しうるところであったが、外資系企業に対する税制優遇措置の廃止方策の検討、人件費の高騰などの傾向の課題が生じた。同社はブランドの中国商標登録など知財措置も講じているが、模倣品対策問題も生じている。

新潟県内企業以外の日本海沿岸地域においても同様な活動が行われている。鯖江市の眼鏡枠企画販売業者は、中国に自社製品を販売する子会社を設立し、中国国産品と輸入品の販売窓口を一本化、直販体制を強化した。福井市の高級インナーウェア用編みレース製造販売業者は中国工場では欧米や日本向けの量産品、日本では高付加価値品の生産とすみ分け、将来は中国国内向けの製品開発も視野に入れている。松江市の製本やシール印刷を手がける業者は2005年6月、中国大連市に製本を主力とする子会社を設立した。境港市の鳥取県境港市産物出入促進協議会は2005年9月上海市の百貨店や大型スーパーなど三店舗で試食販売を実施した。

人件費だけでなく、中国は昨年末、これまでの外資系企業の優遇方針の転換を打ち出した。中国の法人税率は33%であるのに対し、外資系企業はこれまで一部経済特区で15%に抑えられ、優遇されてきたが、2008年をめどにこの税率を一律25%上げる方針だ。中国企業が実力をつけつつある中で、中国企業に、外資系企業と対等にやれるという自信が出てきたので外資系企業が単純に歓迎される時代ではなくなったと危機感を募らせている県内企業もある。要するに、中国進出によるコスト削減などのメリットが、少なくとも生産現場でなくなっているのが現状だ。

中国はここ5年ほど、ハイテクや省エネなど中国に必要な付加価値のある技術の投資を望むようになっている。外資系企業への優遇策の変換や選別する動きの中、中国に労働集約型で進出した多くの日系企業が転換期を迎えているのが事実である。そんな中、「ポスト中国」を求めて、経済成長が著しいインドやベトナムやタイなどに企業の関心が集まっており、新発田市のミシンボビンケースメーカーや燕市のゴルフメーカーはすでにこれらの地域に進出して成功しており、これから新天地への進出を目指して現地調査を始めている県内企業も後を絶たない。これらの県内企業にとって中国進出で出くわす問題は、商標およびデザインの模倣などの知的財産権の問題である。

(2) 韓国との経済交流と知的財産制度の現況

韓国政府の2005年度韓国知的財産白書によれば、知的財産における国際的な動向について、21世紀知識情報化社会が到来することにより伝統的生産要素である労働と資本よりも知的財産が最も重要な生産要素であり、富の源泉として知識と技術開発を巡る国家間の競争が熾烈に展開される傾向に対して各国では知的財産権を創出するための基盤構築に努力すると共に、WIPOを中心とした国際的規制に対しては国内の理解を得ることに心血を注いでいると総括している。

最近の主要な国際動向としてはW I P O中心の知的財産制度の統一のための努力、開発アジェンダを取り囲んだ先進国と後進国の対立、個別国家における知的財産権の創出および保護活動の強化が主な課題となっている。この知的財産白書の中では、欧米日など主要国の特許行政の課題が、特許出願の急増、技術の複雑化に伴う機構拡大、審査官増員、情報インフラの構築、審査処理期間の長期化による権利付与の遅延など共通していると述べている。

このような国際動向に対し、韓国政府は、韓国の知的財産権分野における外交力を強化し、W I P Oの提唱する審査基準や審査結果相互活用などの国際的統一のルール作りに積極的に参加し、主要国が知的財産に関し中長期的政策を樹立して知的財産分野での競争力強化に注力しているように、韓国特許庁も科学技術庁や外務省と連携して知的財産の開発と進行のための長期マスタープランを作成して行政全般にわたる国家的方策を模索している。

まず、特許実体法条約（S P L T）について韓国では、同条約の妥結は韓国に有益なものになると位置づけ、韓国の立場が反映されるように日米欧の3極の特許庁との協力体制の強化に努め、あわせて、「開発アジェンダ」についての開発途上国の主張に対しても期待される仲裁者、調停者の役割を果たしていく方針である。

さらに、知財エンフォースメントについて、韓国企業において開発した発明を迅速に事業化できるようにするための審査処理期間の大幅短縮、先進国水準の審査基準の確保とともに、2004年の韓国と日本企業間の特許紛争や、中国で頻発している知的財産権侵害問題に対応するため、外交部等の関連部署と協力し、知的財産権分野の専門家を中国と日本に常駐させる方策を検討していると報告した。

ところで、わが国と環日本海沿岸地域との経済交流において韓国側の主要な窓口となっている韓国南端の釜山港は、日本と中国や東南アジアとの中継地点という地の利を生かし、ここ数年コンテナ貨物の取扱量が急増している⁷⁾。2004年の取扱量は1,149万T E U（20フィートのコンテナに換算した取扱個数）で世界第5位。1999年から5年間でほぼ倍増している。特に、他港への積み替え（トランシップ）貨物は3倍に伸び、全体の4割強を占める。日本海沿岸地域の地方港は、中国等への直送航路を持つだけの輸送貨物量を確保できないことと、東京や大阪などの主要港から直送すると、港までの国内輸送費がかかるためである。釜山港利用のトランシップの海上運賃は8%割高になるが、国内輸送費が16.9%と大幅ダウン、保管料も3.5%下がり、全体で12.4%のコストダウンになる。特に主要港から陸送が不便な日本海側の地域ほどそのメリットが大きいとしている。

金属加工やニットなど地場産地を抱える新潟県は、韓国などの安価な製品に市場を奪われてきたが、世界に誇る先端技術や高級品を売り物に、北東アジアを巨大市場ととらえ、“新潟ブランド”の売り込みを図る企業や産地も出てきた。

7) 新潟日報2005年10月5日朝刊15面

アジアにおける金属加工業の中でも、ITの導入等技術革新が進んでいる金型産業の躍進には目覚ましいものがある。例えば金型生産・輸出の世界生産シェアの推移を見ると、1996年には日本の生産シェアは15.9%、輸出シェアも10.1%へと低下しているのに対して、韓国は生産シェア3.1%、輸出シェア5.8%と急速に高めており、台湾も生産シェア9.2%、輸出シェア8.4%と大幅にアップさせている。そうした中で日本の金型産業の輸出競争力も1990年代後半には低下傾向に転じている⁸⁾。

特に注目すべきは日本と韓国との金型貿易においては既に日本が大幅入超に転じていることである。問題は韓国金型産業の場合にはその国際競争力は単に価格要因だけでなく(人件費は日本の凡そ7割だとされる)、近年の韓国の対日金型輸出の大幅拡大はそうした価格要因よりIT化の影響の方が重要である。韓国金型産業ではCAD/CAMが既に広く行き渡っているのみならず、設計機能の強化など金型産業高度化に極めて重要な役割を果たすソリッド・データ・システムが急速に普及しているからだ⁹⁾。

韓国など北東アジア経済圏の発展は、中国の資源及び労働力、韓国・日本の技術力と資本力、またロシア極東、北朝鮮、モンゴルの天然資源が活発に国境を移動することにある。ここ10年で、その移動は着実に拡大しているものの、他の経済圏と比較するとその規模はまだ小さい。また、発展途上過程の国では、基本的経済インフラの整備に今後も多大な労力と時間を要する状況にある¹⁰⁾。

しかしながら、電子商取引などのITを活用したビジネスはインターネット上で行われるものであるため、インターネットが利用できる環境さえ整っていれば、その他の経済インフラはビジネスを行う上での基本的要件に含まれない。

したがって、ITを活用したビジネスは世界の他の地域・経済圏とそれほど変わらない環境で発展する可能性を持っている。

また、北東アジアには、日本語、中国語、ハングル、ロシア語、モンゴル語の5つの公用語が存在し、コミュニケーションに不具合が生じる場面も多い。また、英語を共通語とするコミュニケーションにも支障をきたす場面が多い。このような北東アジアへのITの導入による利点を活かしつつ、今後のさらなるITの発展により①インターネットによって送られるデータ量にほとんど制限がなく、②インターネットを介する文字情報に言語の違いによる意思疎通に問題が発生せず、③インターネットを介する情報の安全性が確保される環境が整備されれば、各経済主体の情報の発信能力及びその情報量の向上、コミュニケーションコストやマーケティングコストの低減、各経済主体の新たな連携等を通じて、

8) 朝日新聞2000年6月24日大内幸男(岐路に立たされる金型産業)、アジア経済研究所(ワールド・トレンド)(第69号2000・6)、P.22より。福井泰子(変わる日本の金型産業)

9) 水野順子「アジア諸国の金型産業・特集に当たって」(アジア経済研究所「ワールド/トレンド」[第69号]) p 4-7。

10) 浜田充・環日本海経済研究所(E R I K A)前調査研究員「北東アジアにおけるITへの対応について」(新潟経営大学地域活性化研究所「新潟県中金型産業とIT」2001年12月発行。

北東アジアにおける「もの」、「ひと」、「かね」の移動の拡大が見込める。このことは、北東アジア経済圏をさらに発展させるものであり、また各都市の持つ固有の産業の活性化、各都市間での新たな産業連携の形成をも期待できる。

それでは、ITの発展により環日本海地域といわれる韓国、中国、日本、極東ロシアを中心とした北東アジア地域において具体的に知的財産権問題が発生するとすればどのような課題が生まれるのだろうか。基本的には、各国における各経済主体のITの活用による取引機会の拡大により、「かたちのないもの」と「かたちのあるもの」の双方においてビジネスが拡大し、知的財産権問題も双方において発生する。「かたちのないもの」とは、データのみで商品として成り立つものである。企業・製品等の情報、証券、音楽・映画・ゲームなどであり、ITではダウンロードと電子決済を組み合わせる方式を用いて、取引を増大するものである。このビジネスに関係する知的財産権は著作権、デジタルコンテンツ法で保護される権利、商品化権、商標権、意匠権、特許権、不正競争防止法や不正競争法や刑法並びに民法で保護されるトレードシークレット（営業機密）や個人情報などである。

「かたちのあるもの」とは、データのみでは商品として成り立たないものであり、衣服、食品、工業機械などであり、ITのダウンロードと電子決済に加えて輸送を組み合わせる必要がある。ITだけでは商品の機能確認ができないため、取引はある程度の増大にとどまると思われる。この場合の知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法で保護される商品形態のデッドコピーや著名商標の不正競争行為に対する差し止め、損害賠償請求である。

(3) ロシア極東地域との経済交流と知的財産問題の現状

ロシア市場は世界で類を見ない巨大かつ多面的な市場だ。まず、資源面。原油、天然ガス、石炭、ダイヤモンド、鉄鉱石、様々な非鉄金属とレアメタル、木材、毛皮、水産物など、きわめて広範囲な品目の資源が大量に賦存し、採掘され、輸出されている。

人口は約1億4,600万人。世界銀行推計によると一人当たりGDP（1999年）は2,250ドルだが、購買力平均で見ると一人当たりGDPは6,990ドルにもなる。ロシア市民は数字の見かけほど貧しくないのである。特に、全国民の5～10%を占めると言われる高額所得者層は人口1,500万人規模と、ヨーロッパの一国にも相当するモスクワ州の首都圏における消費意欲は極めて旺盛であり、ビジネス機会は決して乏しくない。政治・経済の安定化に伴い、中間所得者層も着実に育ちつつある。消費財に対しては、廉価品・中級品に対する需要と高級品志向が認められる。

かつてソ連邦は世界第2の工業国であったが、その崩壊後、一貫して大幅な減退を続けてきた。98年の金融危機を経て初めて投資に資金が回る環境が動き出し、99～2000年には高い固定資本投資の伸びを記録した。銀行セクターがまだ十分機能回復していないため銀行を介在した長期・大規模な設備投資需要は現れにくい、草の根の企業レベルで自己資金を投入した中小規模の設備投資が広範囲に顕在化している。

長期にわたる投資不足による潜在的な設備投資需要があるうえ、多額の貿易黒字を抱え

資金もある。銀行機能の回復、法制度の整備などによる投資環境の改善、経済の先行きへの自身の高まりが進めば、潜在的な需要が急速に顕在化していく可能性も無視できない。明るさの見てきたロシア市場であるが、通常のL/Cベースの輸入決済がしにくいなど、さまざまなリスクを恐れる声はいまだに根強い。しかし、ロシアのビジネスが上昇機運にあることは否定しがたく、ロシア市場の魅力はきわめて大きい。

また、米国と並ぶ超大国であったロシアの科学技術は極めて層が厚く、ビジネスチャンスが豊富にあるといわれる。航空宇宙、新素材、ナノテクノロジー、レーザー技術、コンピュータ・ソフト開発、計算・解析技術、原子力など有望と言われる分野は数多い。

日本との貿易関係では次のページのとおりである¹¹⁾。

環日本海沿岸地域との交易を見ると、新潟県はいち早くロシア極東との航空路を開設するなど、日本海沿岸地域の中で北東アジア交流を積極的に進めてきた¹²⁾。現在ではロシアなどとの定期航空便が就航、港湾のコンテナ取扱量も右肩上がりに増え、北東アジアの玄関口の機能は高まっている。しかし、ロシア方面への日本海横断航路の開設、国内他空港との競争など課題も少なくない。

2005年9月27日、新潟東港で高級中古車を満載した大型車両運搬船がロシアに向けて初めて出港した。海外の船舶会社と東京、新潟県の船舶代理店が本格参入した輸出ビジネスである。新潟港を管理する新潟県の担当者は、こうした動きがロシアへの定期航路開設に繋がればと期待する。新潟東港は9線、直江津港は3線の定期外貿コンテナ航路がある。寄港地は、いずれも釜山以南の韓国や中国などで、貨物取扱量は急増している。特に新潟東港はほぼ毎年一割以上増えており、2004年度取り扱い料は約14万4,500TEUと、全国11位となった。

しかし、更なる発展を期するために、釜山より北への航路を開拓するのが課題。現在ではかつてのシベリア鉄道起点のロシア・ポストーチヌイや北朝鮮・羅津の航路が開設された。現在取りざたされているのは、ロシア、中国、北朝鮮の国境付近との定期航路である。開設できれば、経済発展が著しい中国東北部を含めた一大交易圏が実現する。2005年6月に新潟市で開かれた北東アジア経済会議でも、中国東北部に進出している日本企業などから、中国国境に近いロシア・ザルビノと新潟を結ぶ定期貨物船やフェリーの就航を求める声が上がっている。

新潟空港からハバロフスクなどロシア3都市、ハルビン等中国3都市とソウルへの7路線の定期国際線が飛んでいる。以前はロシア極東部、中国東北部にとっては新潟がほぼ唯一の玄関口だったこともあり、利用者は順調に増加していた。“韓流ブーム”などもあった2004年度は、前年度比で約5万人多い約18万4千と大幅増となった。しかし、最近、関西国際空港—ウラジオストク・ハルビンなどが相次いで開設される等新潟の独占性は薄れて

11) 1995-2007年JETRO 年報

12) 新潟日報2005年10月5日朝刊14面「21世紀の北前船・連携と発展へ」

【表2】 対ロシア商品別輸出

(単位：1,000ドル、%)

項目名	2006年1-12月			
	輸 出	前年同期比	シ ョ ア	寄 与 度
総 額	7,065,734	57.5	100	57.5
食料品	28,626	10.7	0.4	0.1
繊維及び同製品	9,447	1.8	0.1	0
合成繊維織物	44	-29.8	0	0
化学製品	72,427	52.2	1	0.6
有機化合物	9,577	22.8	0.1	0
プラスチック	29,340	79.8	0.4	0.3
非金属鉱物製品	19,194	-0.2	0.3	0
陶磁器	294	-59	0	0
金属及び同製品	128,300	38.4	1.8	0.8
鉄鋼	79,868	29	1.1	0.4
非鉄金属	14,836	66.2	0.2	0.1
金属製品	33,596	53.5	0.5	0.3
一般機械	694,314	25.7	9.8	3.2
原動機	31,165	16.4	0.4	0.1
事務用機器	19,530	5.2	0.3	0
自動データ処理機械	8,888	-7.3	0.1	0
金属加工機械	21,667	-9.4	0.3	-0.1
建設用・鉱山用機械	374,573	30.7	5.3	2
加熱用・冷却用機器	18,764	-36.7	0.3	-0.2
ポンプ遠心分離器	41,073	12.6	0.6	0.1
荷役機械	117,158	35.4	1.7	0.7
電気機器	375,628	8.1	5.3	0.6
重電機器	9,958	34	0.1	0.1
映像機器	118,108	-2	1.7	-0.1
テレビ受像機	12,080	-41.7	0.2	-0.2
V T R	103,013	5	1.5	0.1
テレビカメラ	3,016	83	0	0
音響機器	3,206	5.9	0.1	0
ラジオ受信機	622	-27.3	0	0
音響・映像機器の部分品	8,908	74.2	0.1	0.1
通信機	118,053	1.8	1.7	0.1
電子部品	2,792	43.2	0	0
I C	598	176.1	0	0
電気計測機器	23,581	81.5	0.3	0.2
輸送用機器	5,379,000	69.4	76.1	49.1
自動車	5,256,594	73	74.4	49.5
乗用車	4,809,310	72.6	68.1	45.1
バス・トラック	443,621	79	6.3	4.4
自動車の部分品	63,152	65.5	0.9	0.6
二輪自動車	29,192	67.3	0.4	0.3
船舶	4,408	-74.1	0.1	-0.3
精密機器	46,278	12.8	0.7	0.1
科学光学機器	46,191	12.9	0.7	0.1
複写機	0	0	0	0
時計	87	-28.7	0	0
その他	312,519	79.3	4.4	3.1
紙類・紙製品	12,728	15.9	0.2	0
ゴムタイヤ・チューブ	158,352	117.6	2.2	1.9
写真用・映画用材料	4,355	-9.3	0.1	0
レコード・テープ類	6,186	-11	0.1	0

【表3】 対ロシア商品別輸入

(単位：1,000ドル、%)

項目名	2006年1-12月			
	輸 出	前年同期比	シ ョ ア	寄 与 度
総 額	6,651,830	7.2	100	7.2
食料品	999,932	-12.7	15	-2.3
肉類	0	0	0	0
魚介類	983,274	-12.8	14.8	-2.3
えび	83,037	-17.4	1.3	-0.3
小麦	0	0	0	0
とうもろこし	0	0	0	0
果実	2,670	694	0	0
野菜	2,982	-24.2	0	0
アルコール飲料	821	24.3	0	0
原料品	960,134	16.7	14.4	2.2
大豆	0	0	0	0
木材	866,208	19.8	13	2.3
パルプ	34,102	21.4	0.5	0.1
鉄鉱石	0	0	0	0
非鉄金属鉱	12,386	-65.8	0.2	-0.4
鉱物性燃料	1,914,347	-5.4	28.8	-1.8
石炭	756,266	-15.5	11.4	-2.2
原油及び粗油	698,901	0	10.5	0
石油製品	455,087	11.9	6.8	0.8
揮発油	450,695	13.6	6.8	0.9
重油	0	0	0	0
液化石油ガス	0	0	0	0
液化天然ガス	0	0	0	0
化学製品	80,140	0.3	1.2	0
医薬品	49	-69.7	0	0
有機化合物	16,396	73.7	0.3	0.1
プラスチック	257	-31.2	0	0
繊維製品	1,836	-49	0	0
衣類・同製品	432	-62.8	0	0
非金属鉱物製品	25,718	-12	0.4	-0.1
ダイヤモンド	20,068	-19.3	0.3	-0.1
金属及び同製品	2,585,147	31.7	38.9	10
鉄鋼	232,033	25.8	3.5	0.8
銅・同合金	127	18.9	0	0
アルミ・同合金	1,738,625	25	26.1	5.6
機械機器	20,978	43.6	0.3	0.1
原動機	13	-10.4	0	0
事務用機器	95	24.3	0	0
音響映像機器	743	-34.6	0	0
通信機	1,765	131.9	0	0
半導体等電子部品	1,012	-21.5	0	0
電気計測機器	931	113.2	0	0
自動車	253	64.7	0	0
航空機	5	-91.3	0	0
科学光学機器	5,798	21.4	0.1	0
その他	63,598	-48.1	1	-1
木製品	23,517	-0.7	0.4	0
家具	586	690.1	0	0
旅行用具・ハンドバッグ等	15	0	0	0
金	0	0	0	-0.2

いる。ロシア線やハルピン線は観光よりもビジネスや里帰り客が多く底堅い需要がある。新潟空港の2004年の国際線路線別旅客数は、中国が約7万6千人〔対2000年比10%増〕、韓国約7万6千人〔同9%増〕、ロシア約4万7千人〔同22%増〕となっている。

ところで、ロシアは知的財産権の保護に関して一連の国際条約¹³⁾に加盟しているものの、知的財産権に関する法律はロシア国内では必ずしも遵守されていないことが指摘されている。現在ロシアはWTOへの提訴がされ、知的財産権の保護の問題も取り上げられている。

4.4 新潟県と環日本海圏地域との経済交流における知的財産問題の過去、現在

報告者である新潟県大学連合知的財産本部と新潟大学知的財産本部の所在する新潟県と北東アジア地域で経済交流の現況は前節で触れたところであるが、新潟県の代表的製造業といえば、歴史的には燕産地の金属洋食器、ハウスウエア、三条の作業工具、金物である。この分野でも韓国、中国の進出が著しいが、高級品は揺るぎない存在感を誇る。

もともと燕産地の歴史は、金属に関する事業転換の歴史だった。江戸時代の和釘に始まり、銅器、ヤスリ、キセル、洋食器、ハウスウエアと主要産品を変え、さらに金属複合加工基地へと脱皮をしている。産地に脈々と受け継がれてきた「のら気」と呼ばれるチャレンジ精神と、さまざまな金属加工技術の集積力が武器であった。以下は財団法人日本生活用品振興センター（本部・東京都）燕出張所長として30年近く産地の指導にあたられた吉田勝利氏より取材した資料に基づき報告する。

「燕産地における金属ハウスウエアの生産が本格的に始まったのは1966年（昭和41年）である。その後輸出量が著しく伸び、同製品の製造業者は飛躍的に増加し、過当競争時代にはいる。スプーンなどの金属洋食器同様、商社からの発注に基づき欧米の著名デザインをあしらった模倣品も輸出され、欧米より外務省へ苦情が殺到することになる。そこで、当時の通産省の指導を受け、省令「輸出デザイン法」の規定対象に金属洋食器、ハウスウエアなどが特定貨物に指定され、翌年の1967年（昭和42年）認定審査登録制度が開始されることになる。

これにより、新規デザインの登録がなされると同じデザインの製品を作って輸出する時は、認定を受けなければ輸出ができないこととなった。すなわち、一番先に新しいデザインを考えた企業が、輸出品デザイン法により登録を受けると、第三者はその登録者の許諾を受けないと、輸出ができないこととなり、輸出秩序の確立と過当競争の排除ができた。そして、年々この金属ハウスウエアの輸出出荷量が上昇を続けて、昭和55年には155億円という輸出出荷額を記録した。

この間、輸出品デザイン法により、燕産地のデザイン模倣事例は大きなカーブを画いてその効果が、産業発展と繁栄に寄与したことは誰もが認めるところである。

13) パリ条約〔1883年3月20日締結〕、WIPOを創立する条約〔1967年7月14日締結〕、ベルヌ条約〔1888年9月9日締結、ジェノバ条約〔1952年9月6日締結〕

しかし、その昭和55年をピークとして、56年には120億円、57年には100億円、58年は80億円とあっという間に燕の輸出出荷額が落ちてゆき、60年の40億円ですばらく推移していくこととなった。

その原因は、隣国の韓国が金属ハウスウェアの生産にのり出したことによるものである。

すなわち、昭和55年に韓国の生産額10億円が56年には40億円、57年には60億円となり、わずか5年後には完全に日本と逆転をし、日本が40億円の時、韓国は120億円の輸出額となっていた。

しかし、その韓国も61年の150億円をピークに、こんどは中国に食われ始めて、そちらも8年後には日本と同じ状態になっている。

ところで、その韓国も1980年（昭和55年）のころから、当初の燕産地と同様にメーカーが乱立しはじめて、その結果、過当競争が当然のことおこっていた。

その韓国の金属洋食器（ナイフ・フォーク・スプーン）とハウスウェア（器物）の両方の業界を一つにした協会が、社団法人韓国金属洋食器輸出協会というのだがこの専務理事の萬圭高さんは（日本の学校を出た方で、日本語が本当に上手な方であった）燕の業界に、友好的な人で、いろいろ勉強と研究に熱心であった。

そして、自国における過当競争防止と排除のために、何かよい方法はないかとのことから、燕の輸出に効果のあった輸出品デザイン法について指導してもらえないかということになった。

そこで、1980年に、財団法人生活用品振興センター燕出張所長の吉田勝利が、韓国の協会へ行き、協会の理事長さん以下の理事の方に、燕の金属ハウスウェア業界で輸出品デザイン法がどうかかわって、どう効果をあげたかとか、法の中味についての説明をしてきた。

しかし、このような法を導入すると困る企業（模倣をしたがる）も多くあり、すんなりと導入が決るわけでもなく、その後1981年12月15日の議決から1982年8月13日の承認まで都合8回にわたり、同輸出協会に行ってきた。」

4.5 模倣品対策について

環日本海圏地域との産学連携を進めるにあたって、模倣品対策の知識が必要になる。ここで「模倣品」とは、商標権侵害品、意匠権侵害品などを意味し、最近の特許権を侵害する製品についても、技術模倣品として模倣品の範疇に含める場合が多い。これに対し、「海賊版」とは、通常、音楽、映画、コンピュータソフトなどの著作権を侵害する製品を指して言う場合が多い。また、「模倣品」と「海賊版」を総称して「不正商品」、「知的財産権侵害品」という¹⁴⁾。

次に、実際の模倣品対策の実例を示す。

14) 「はじめての海外模倣対策ハンドブック」日本貿易振興機構編、参照

【事例1】

商 品 名：

区 分：意匠

模倣製造国：韓国

模倣流通国：日本・韓国

模 倣 者：韓国A社

発見の契機：韓国デパートで発見

発見の時期：平1年

発見の場所：韓国

被 模 倣 者：日本A社

結 果：



解決までの経過

韓国での模倣調査で発見、日本の輸入業者に意匠権侵害で警告書を送付したところ権利侵害を認めて日本での輸入販売を中止した。

【事例 2】

商 品 名：

区 分：意匠・実新

模倣製造国：中国

模倣流通国：日本

模 倣 者：中国A社

発見の契機：日本のスーパーマーケットで販売されているのを発見

発見の時期：平 9 年

発見の場所：日本

被 模 倣 者：日本B社

結 果：解決



模倣商品

被模倣商品

解決までの経過

日本B社の社員が日本のスーパーマーケットで発見。

B社はさっそくその商品を購入して分析したところ、同社所有の意匠権及び実新権を侵害していると判断。

B社は即刻売り先のスーパーに“権利侵害”との抗議をしたところ、同スーパーより大阪の商社が納入していることを回答してきた。

B社は、大阪の納入業者に警告をしたところ、全面的に侵害を認めた。尚損害賠償金30万円の支払いがあった。

【事例 3】

商 品 名：

区 分：不競法

模倣製造国：韓国

模倣流通国：日本

模 倣 者：日本（大阪）A社

発見の契機：B社お得意先の情報

発見の時期：2003年

発見の場所：国内店舗

被 模 倣 者：日本（燕）B社

結 果：



A社製品



B社製品

解決までの経過

B社の取引先よりの情報による。早速輸入業者に対して不競法による警告書を出したところ、A社回答で洋食器のデザインにおいては、ナイフ、フォーク、スプーンともに基本形状は誰もが自由に使用できるものであり、取手（シャンク）部分の意匠の違いがこの程度であれば非類似であることから不競法にあたらないとの見解であった。

提言

A社が韓国で製造させたものであるが、何ぶんにもB社の方も売り出してから3年以上経過していることから、これ以上強い主張をするには周知性の問題もあることにより打ち切った。

【事例 4】

商 品 名：

区 分：意匠

模倣製造国：中国

模倣流通国：日本

模 倣 者：日本A社

発見の契機：

発見の時期：2004年

発見の場所：日本

被 模 倣 者：日本代理店B社

結 果：



A社製品



B社製品

解決までの経過

本件の場合、日本A社が中国から輸入し販売をしたところ、スイスメーカーの日本代理店B社より当方の模造品であるから販売を中止するように通告された。

しかし、どのような法律をもとにしての通告なのかがはっきりせず、その点で質問（回答）をしたがそれっきりであった。

【事例 5】

商 品 名：

区 分：不競法

模倣製造国：中国

模倣流通国：日本

模 倣 者：日本（東京）A社

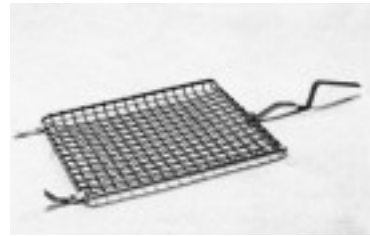
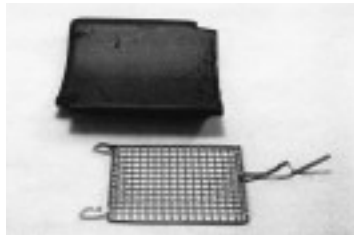
発見の契機：取引先からの情報

発見の時期：2004年

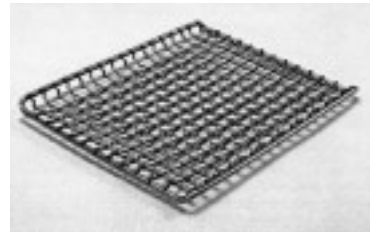
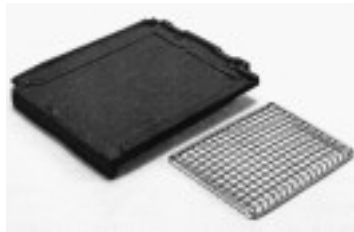
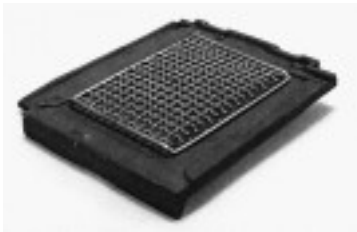
発見の場所：国内市場

被 模 倣 者：日本B社

結 果：



A 社製品



B 社製品

解決までの経過

B社の取引先よりの情報による。販売されているものを買ってきて比較検討をした。その結果一応警告を出したいとのことであった。

しかし、A社より類似しないとの回答があり、本件の板が似ていないことから権利侵害にはあたらないと判断せざるを得なかった。

【事例 6】

商 品 名：

区 分：不正競争防止法

模倣製造国：中国

模倣流通国：日本

模 倣 者：日本A社（量販店）

発見の契機：営業担当がA社店舗で発見

発見の時期：2006年 5 月

発見の場所：A社各店舗

被 模 倣 者：三条市B社

結 果：和解



A社製品



B社製品

解決までの経過

B社の営業担当者が新潟・長野・富山・石川各県の店舗を視察して類似品を発見した。B社がA社に納入しているうちの4アイテム早速不正競争防止法により通知書を出したところ、全面的に非を認め、店舗より徴収し、B社の要求どおり廃棄処分をした。

提言

発売から2年8ヶ月たったが、B社がA社に納入した製品であったことから、不正競争法上の3年以内の証明がはっきりしておりA社は、11回目の通知書で認めてきた。

しかし、B社としてはその後の取引と、他の問屋との関係を考えたこともあり、損害賠償等の要求はしていない。

5. 本調査研究の目的と期待される効果

5.1 本調査研究の目的

以上のような背景の下、本調査では、環日本海における国際対応を考慮した知的財産戦略・産学連携手法を確立する上で必要不可欠な中国・韓国・ロシア各国における特許制度の相違点とそこから派生する適切な契約内容のあり方を調査研究する。

調査研究の内容は以下の通りである。

(ア) 各国知的財産戦略の調査研究

中国・韓国・ロシア等の諸国・地域におけるそれぞれ当該分野の専門家を招聘し、これらの諸国における知的財産運用状況、ならびに産学連携の進展状況の他、これらに関わる契約事例を調査・分析する。

(イ) 新潟エリア企業における海外研究者の契約状況調査研究

新潟エリアにおける企業の海外研究者活用状況（直接雇用の他、海外大学との共同研究を含む）ならびに知的財産に関わる契約条項に関する情報を収集・分析する。

(ウ) 環日本海における連携のための契約内容指針の構築

各国の状況を考慮した共同研究や共同開発に関わる契約内容のあり方について、今後の展開・戦略を構築する。

5.2 期待される成果

環日本海沿岸諸国の特許制度の相違点とそこから派生する産学連携分野をはじめとする種々の場における適切な契約内容のあり方について得られる知見を駆使することにより、新潟エリアで活動する海外研究者に関連して将来予測される諸問題を未然に解決できる。また、新潟市が国際創業特区を活用することで、海外から参入する企業との国際的コラボレーションの場の形成を目指す中、連合知財構成大学が産学連携活動の一環として、これらの企業と直接的に関わる機会が多くなることが予測されることから、本研究成果は国内技術の海外流出を未然に防ぎ、かつ円滑かつ効果的な国際的産学連携活動に寄与する。さらに、対岸貿易を重視する地域社会に対し、本調査研究で得られた調査結果を発信することは、地域再生の観点から貢献度は極めて大きいと考えられる。

以上

2. 環日本海知的財産セミナー実施報告

2-1 実施概要

環日本海知的財産セミナーの実施

環日本海諸地域（ロシア、中国、韓国）と我が国の交流が一層促進する中、新潟エリアにおいても同様にこれらの地域との関わりが盛んになっている。これらの地域における特許事情を知ることは、共同研究・開発のみならず交易を行う上での不要なトラブルを回避し、交流の機会をチャンスに繋げ、新潟県中部地震などの災害から早期の復興を図るためにも重要である。

このような観点から、環日本海諸地域における特許の専門家を招き、セミナーを開催した。当日は、海外との交流を通じた「ものづくり」に関心を持つ大学関係者、ならびに地方公共団体や企業等からの出席者を含め、50名余りの参加者が本セミナーを聴講した。

日時：2007年2月23日（金）13：30～17：00まで

場所：新潟グランドホテル

主催：新潟県大学連合知的財産本部、新潟大学知的財産本部

プログラム内容

「環日本海知的財産セミナー」

13：30 開会の挨拶

13：40～16：30

韓国、中国、ロシアと日本との特許制度の相違点、それに起因する共同プロジェクト等の契約時の注意点についての講演（各講演の間、休憩含む）

韓 国：韓洋特許法人 弁理士 梁 智允 女史

中 国：北京集佳知識産権代理有限公司 副所長・弁理士 徐 謙 氏

ロシア：PATENT ATTORNEY 弁理士 Galina N. Andruschak 女史

16：40 質疑応答

16：50 閉会挨拶

以下にそのセミナーにおける、各講師の講演内容について記す。

2-2 梁 智允講師の講演内容

講演者

梁 智允 弁理士

講師経歴

韓国弁理士試験合格（1995）

Y.S. CHANG 合同特許法律事務所（1997-1998）

韓洋特許法人（1998-現在）

講師学歴

西江大学校 化学科 卒業（1992）

京都大学 薬学大学院 ゲノム創薬学科 修士 卒業（2006）

文部科学省招請 研究奨学生（2003-2006）



皆さんこんにちは。ただ今ご紹介いただきました梁智允と申します。本日はこのような貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は新潟は初めてです。知り合いにあちこち聞いてみたら、すごく寒いところだと聞いていたので、すごく厚いコートで来ましたが、全然寒くないですね。

今日の発表は、韓国の特許事情と日本との相違、国際共同開発契約と韓国の関連法規、まとめの順で発表させていただきます。

まず「韓国の特許事情と日本との相違点」について発表させていただきます。

昔の特許の事情というと、技術の分野では技術の革新でいいものを作って、これをたくさん販売することが主な戦略だったのです

が、最近はこの販売だけではなくて、これを特許や知的財産の分野でこれを権利化して、ロイヤリティーなどを活用することなどが国、企業の戦略になっています。これを出願と



かのデータと、韓国のR&Dの現状について、グラフを見ながら説明します。

これは2005年のPCT出願の順位ですけれども、この中で2005年のPCT出願の数の統計データを見てみますと、やはり1位はアメリカですけれども、2位は日本です。韓国は7位となっています。各国の出願傾向などの特許データがあるのですが、例えば米国への出願の数の順位とか、いろいろ見てもあまりアメリカと日本の一番目、二番目の順位はあまり変わらない感じです。ここでは韓国は7位ですけれども、たまに4位にもなったりし、いろいろな順位を占めていることが分かります。

それとともに出願のもとになるのは、結局企業のR&Dといえますか、技術開発です。それで韓国での技術開発の費用に対するデー

タでこれを調べますと、これが1997年から2005年までのR&D費用に関するグラフです。1997年は、ご存知かも知れないのですが、韓国では金融危機ですごく大変な時期だったのです。半分くらいの企業が倒産したり、すごく大変な時期で、あまりR&Dとか気にする余裕がなかったのです。そのような状況でも韓国はがんばって、R&Dにどんどん支出して、2005年頃には、GDPと比べて約2.99%となり、結構今はR&Dの費用が高くなったことが分かります。

次に、韓国のR&Dの国際協力の研究について説明します。現在韓国のR&Dと技術開発は、国内だけではなくて、国際的に国と国が協力することがトレンドですが、これにいろいろな統計データを見ますと、韓国のR&D国際化の水準は、今まではそんなに高くなかったのです。主な基礎データは韓国の産業技術評価院のアンケートの調査結果ですが、2005年のこの期間中、R&D中心企業とか、研究者に対していろいろ調査した結果です。このデータによりますとR&D中心企業の中で、15%だけが国際技術協力で研究をしていました。2003年の他のデータを見るとフィンランドが一番多く、二番目がアメリカ、日本で、韓国は他のアジアの国よりも少し低いことが分かります。この内容を見ますと、協力



の形態としては主に共同技術開発が62%で一番多かったです。技術ライセンスとか、専門家の招請なども8%、9%くらいだったのです。協力の対象になった国としては、アメリカが一番多くて、若干の差で日本とドイツの順でした。

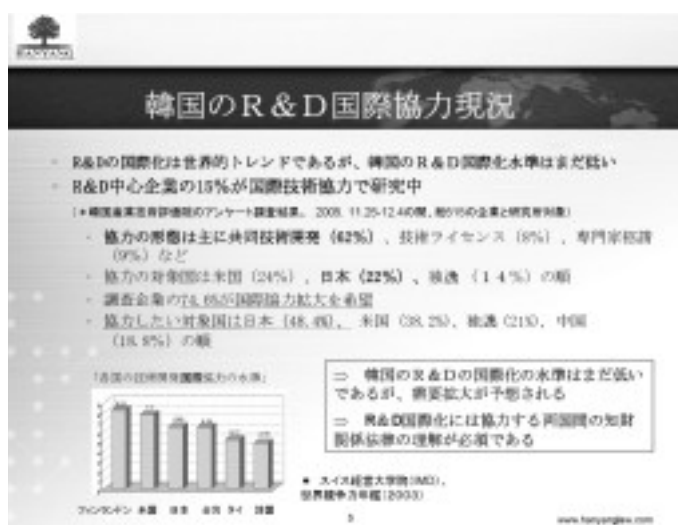
この企業の中では、今まで国際協力について満足度は結構高かったのです。ほとんど74.6%くらいが、国際協力がもっと拡大されることを希望していると書いてありました。

どの国と協力したいのかについては、日本が圧倒的に多かったのです。それで半分くらいは日本と協力したいという答えて、続いて米国、ドイツ、中国の順でした。このように韓国のR&Dの国際的水準はまだ低いのですが、どんどんこの需要は拡大されると予想されます。

このような国際協力をするために、一番壁になるものは両国間の知的財産関係の法律、その相違点と、これ等を知らないことです。これをもっと理解して進めることが必要であると思います。

次に日本と韓国の特許制度の相違点を説明します。これも少しわかりにくい部分があるので説明を省略するのですが、例えば発明の対象になる部分です。コンピュータプログラムは、韓国では特許の対象になっていないのです。例えば新潟大学で本当にいいプログラムを出願して特許をとったとしても、これは韓国では特許として技術移転できないという法律の差を理解していただきたいです。

これは日本での最近の法律の変更だと思うのですが、再生医療および遺伝子治療の技術で、私は詳しくは分からないのですが、普通これは人間の皮膚とか、組織とかを利用するので、もともとは特許対象ではない、産業上に利用可能性がないという理由でできなかったのですが、韓国ではまだできないです。でも日本では、最近これ



韓国の特許事情と日本との相違点

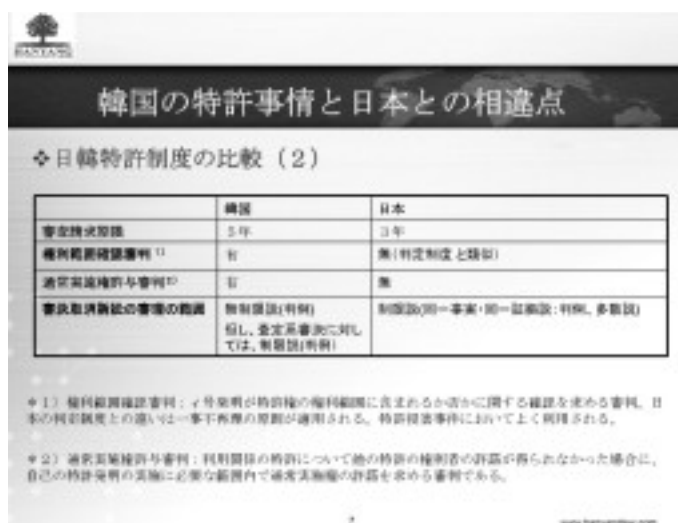
◆ 日韓特許制度の比較 (1)

韓国特許法：2000年12月3日改正の特許法と2003年1月3日改正の特許法
日本特許法：昭和24年6月11日 法律第121号（最新改正年月日：平成27年4月21日 法律第121号）

	韓国	日本
コンピュータプログラムの発明	「物の発明」に「プログラム」が含まれない（総務省特許庁）	「物の発明」として特許の対象
再生医療および遺伝子治療技術の特許性	特許対象ではない	治療、診断、検査などの過程で細胞を培養する関連技術は特許対象
外国語出願	不可能	可能
先行技術開示義務	無	有
PCT国際出願手続	31ヶ月	36ヶ月（延長：最長32ヶ月）
変更出願 ① 審判官から特許/実用新案 ② 審判官から特許への変更出願の期間	不可能 審判官審判中に可能	可能 審判官審判日から3年

www.hanyangjia.com

ができるようになったということが分かりました。私もこれは初めて分かったのです。韓国でこのような技術を開発したら、日本では特許になるというコメントもできると思います。



これは審査請求期限ですが、韓国の方が5年で、日本よりは長いです。こちらには書いていないのですが、実感するのは、審査の期間です。何か出願してどれくらいで初めての審査結果が出るかという問題になると、韓国の特許庁では、審査期間を短くすることを本当に重要な戦略として、シックスシグマなどの活動して、昨年10月か昨年末では、多分10か月くらいには審査結果が出る目標を達成しました。私が日本への海外出願とかも担当しているのですが、日本はわりと審査結果が遅いかなと感じています。多分日本でも、期間を短くするいろいろな戦略とかが、政府で行われていると聞いていました。日本にはない審判の制度とかあるのですが、これはもう韓国でもあまり使われていないので、権利範囲の確認審判ですが、本で見たら日本での判定制度と類似と書いてありましたが、このようなものは韓国では結構あります。

は無制限説です。それで審決が終わるまで新しい証拠を提出することができます。無効審判などを提起したとき、この判例の中で積極的な対応などの戦略が訴訟の流れでできます。でもこれが制限設置になると、例えば審判の段階で何か、証拠が利用されたら、これに対する訴訟の段階では新しいものを提出することができないです。このような差があります。もしかしたら、韓国で無効審判とかされたとき、これを少し覚えて、後でもいろいろな証拠を提出することができることを覚えていただきたいと思います。

次は「国際共同開発契約と韓国の関連法規」について説明します。

これは一般的に共同開発契約をするとき、主に争点になる部分です。これは多分ご存知の内容だと思うのですが、共同発明をどう判断するのか。共同開発成果物を誰に帰属するのかもいろいろあります。契約するときは、どのようにこれは書いてあるのかについて、あとで権利的に違う結果になったりするのは。この判例とか、法律とか国別に若干差があると思います。全部はすごく量が多いので、少し私は2つくらいを中心として説明することにします。

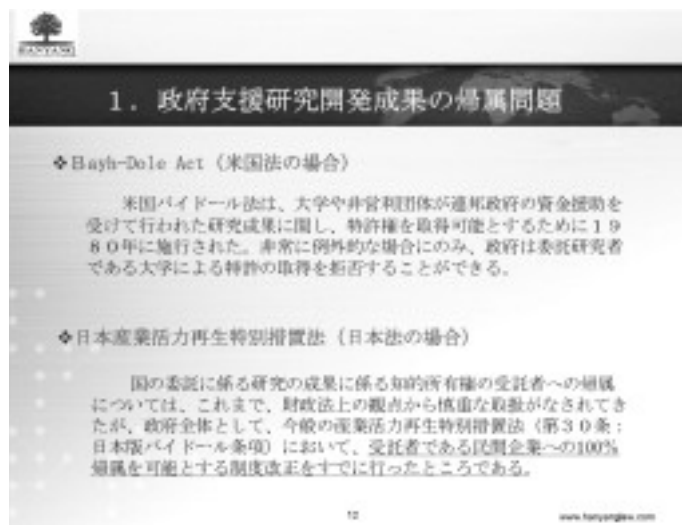
この目的としては、共同開発規約において主要争点と関連する韓国の法律制度を検討することによって、韓国との共同契約のとき参照するという感じです。それで主に覚えておくとい法律の内容は、名前が長いのですが、「国家研究開発事業の管理等に関する規定」、これは例えば韓国と共同研究をするとき、これが韓国の国が支援する研究の場合があるのです。最近、韓国では、韓国は日本とは少し違ったのですが、昔は韓国の政府が中心だったのです。でも10年くらい前から、各地域単位で何か自分で経理したり、何か経済的に運営したりすると聞いた。制度が変わったのです。最近は各地域ごとに何か事業化をしてお金を稼ぎたいという雰囲気が上がったのです。それで何かいい技術があれば、これは海外でも、大学でもこれを事業化して地域、経済を活性化したいという雰囲気です。実際には、企業の自分のお



オードでしょうか、すごく世界的に有名になったケースがあるのですが、このニュースのあとで、韓国でもいろいろ職務発明に関する訴訟とか、ニュースで出ることがたくさんありました。いろいろな面白い事件があったのですが、制度的には職務発明制度をきちんとセッティングしないとできないという世論が高くなって、これが昨年、ある程度セッティングされたのですが、この内容は、従業員の職務発明の完成事実の通知義務とか、職務発明に対する使用者の承継可否の通知義務とか、職務発明に関する手続きの面をちゃんと内容を詳しく明確化したことが特徴です。これは使用者にとっては厳しい面ですけれども、使用者の承継可否が未通知のときは自由発明とみなすとか。

これは対価の部分です。職務発明に対する合理的な補償の基準。昔は少し曖昧な部分があって、結局は、不満があったら裁判所に行こうという感じだったのですが、この新しい法律によりますと、企業と従業員の中でいろいろ自立的な内容であらかじめこれを約束することを検討という感じで変りました。結局対価の問題です。これを日本の職務発明制度と比較すると、韓国では発明振興法のみでこれを定めているのですが、日本は特許法の35条だけです。それで権利の原始的な帰属は韓国と日本と両方とも従業員。

手続きとしては、例えば従業員がこれは発明が完成したらすぐこの完成したということを使用者に通知する義務があります。使用者としても、この通知を受けたらこれを承継するかどうかを従業員に教えてあげる義務があるのです。この注意点といいますと、もしこれを4か月以内に従業員に言わないと使用者の権利はなくなるのです。会社の権利ではなくて従業員の権利になる場合があります。日本としては、わりとこの手続きに関する明確な規定はまだないと。日本としてはこの対価の部分に詳しく定められている感じです。基本的な原則としては同じです。当事者間の自立的な決定を優先的に尊重する。これがうまくいかないと補償請求権も認定することは同じことです。この補償の算定は何を考慮して決めるのかを見ますと、韓国の場合は正当な対価と、日本の場合は相当な対価と、少し文



1. 政府支援研究開発成果の帰属問題

◆ Bayh-Dole Act (米国法の場合)

米国バйдール法は、大学や非営利団体が連邦政府の資金援助を受けて行われた研究成果に関し、特許権を取得可能とするために1980年に施行された。非常に例外的な場合にのみ、政府は委託研究者である大学による特許の取得を拒否することができる。

◆ 日本産業活力再生特別措置法 (日本法の場合)

国の委託に係る研究成果に係る知的所有権の受託者への帰属については、これまで、財政法上の観点から慎重な取扱いがなされてきたが、政府全体として、今般の産業活力再生特別措置法(第30条：日本版バйдール条項)において、受託者である民間企業への100%帰属を可能とする制度改正をすでに行ったところである。

12 www.horizongin.com



2. 職務発明制度

◆ 発明振興法 (第8条～第14条4)

- ・ 従業員の職務発明の完成事実の通知義務 (第10条)
- ・ 職務発明に対する使用者の承継可否の通知義務 (4月以内) (第11条)
- ・ 使用者の承継可否未通知時、自由発明と見なす。
- ・ 職務発明に対する合理的な補償基準 (第13条)
- ・ 職務発明の出願留保要件の緩和および補償義務強化 (第14条)

実際にこれが問題になるのは、例えば共同研究をしたとき、相手側の企業だけと契約をして、相手側の従業員とこちらの従業員と何人かが共同研究をするとき、相手側の従業員の発明が、この企業まできちんと報告されるのか。ちゃんとこれを企業に帰属されるのかを管理していないと、共同して目的とする知的財産の保護ができない場合があります。アンケートによりますと、大企業はそうではないのですが、中小企業の場合はこの会社の中で職務発明に関する決定と言いますか、制度をきちんと

その他の争点ですが、先ほど説明した特許保証の条項とか、例えば特許権を移転したとき、この特許が実際に実施可能かどうかをどれくらいに特許権者が保証するのか、いろいろ問題があります。これを保証する契約が有効かどうかの問題になりますけれども、結局この契約の内容が独占禁止法とか、公正取引に違反するのかどうかかが問題ですが、例えば韓国では具体的な契約の内容が、先ほどのような法律に違反するのかどうかに例として指針基準を作った資料があります。多分日本にもあると思いますけれども、実際に可能性が多いケースとしては、これをあらかじめ読んでみて、この場合、もしかしたら法律的に契約の内容が禁止されているかどうかをあらかじめ確認して契約をした方がいいと思います。大抵この内容としては、国際契約上の不公正去来行為などに類型と審査基準は技術改



良を制限する内容に対しては3条11号とか、このように全部書いてあるので、あとで参照してもらったらいいいと思います。

これも不爭条項とかです。例えば実施権者が特許権者に無効訴訟とかを起すことができるかの問題ですが、判例はバラバラですが、今年1月にアメリカでは、もともと実施権者は無効訴訟の提起ができないのが判例の立場だったのですが、今回の判例ではこれができるという結果が出て、多分、他の国にも影響があると思います。こちらに書いてある指針を契約のときに参照して、参考したらいいと思います。

今まで韓国の特許事情と、特に共同開発契約において、重要な制度を検討しました。

韓国のR&Dの国際協力の現況として、韓国でR&Dの国際化と特許出願が持続的に増えていることを説明しました。特に韓国の企業としては日本との協力を希望している。両国間の国際協力がどんどん増えていることが期待されていることを説明しました。それでこのような国際的な協力をするときには、両国間の事情や法制をできれば専門家にいろいろ聞いてみてからやった方がいいことについて説明しました。

以上で発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

3. その他の争点について

- ◆ 特許保証条項
 - ・ 技術的実施可能性の保証
 - ・ 第三者権利の不侵害の保証
 - ・ 特許等の有効性の保証（特許の無効時、実施料反換可否）
- ◆ 改良発明の扱い
 - ・ 技術改良の創出
 - ・ 国際契約上の不正な行為等の類型及び基準（第3条18号）
 - ・ 加付條の不当な行使に対する審査指針（第12号）
 - ・ 改良技術移転
 - ・ 国際契約上の不正な行為等の類型及び基準（第3条11号）
 - ・ 加付條の不当な行使に対する審査指針（第12号）

18 www.hanyangjin.com

3. その他の争点について

- ◆ 不爭条項
 - ・ 本発明の特許の有効性、ノウハウの秘密性を争わない義務
 - ・ 特許：審査請求の通知要件として実施権者に特許の効力を争う側面関係があるもの（認定モード認定）
 - ・ 本局の権利大法院最終審判：実施権者も無効訴訟提起可能（Medimmune, INC. v. HGTI 1000000, 1000000, INC., et al.）
 - ・ 知的財産権の不当な行使に対する審査指針（第3条17号）
 - ・ 国際契約上の不正な行為等の類型及び基準（第3条18号）
 - ・ 特許等の有効性の保証（特許の無効時、実施料反換可否）
- ◆ 再実施
 - ・ 主文：再実施禁止約款は発明禁止法の違反、専断実施権者に抵触
 - ・ 韓国と日本：専断実施権者の再実施は特許権者の許諾要

まとめ

- ◆ 韓国の特許事情、特に共同開発契約において重要な制度を検討した。
- ◆ 韓国のR&D国際協力の現況
 - ・ R&D国際化と特許出願の持続的増加が予想される。
 - ・ 特に韓国の企業は日本との協力を希望
 - ⇒ 両国間の国際協力の増大が期待される。
- ◆ R&D国際協力の進行には相手国の事情や法制等の持続的な研究が必要

19 www.hanyangjin.com



2-3 徐 謙講師の講演内容

講演者

徐 謙 弁理士

講師略歴

東北大学大学院卒、工学博士

日本企業を経験した後、C P Aに入社

2004年12月に北京集佳に入社、副所長

特許関連業務経験：12年



中国弁理士の徐と申します。

今日お話をする内容は中国における特許事情について、お話しさせていただきます。内容的には二区分に別れまして、まず一つは中国の特許制度についてお話しします。そして両国にまたがったチームのR&Dについて留意事項などをお話いたします。

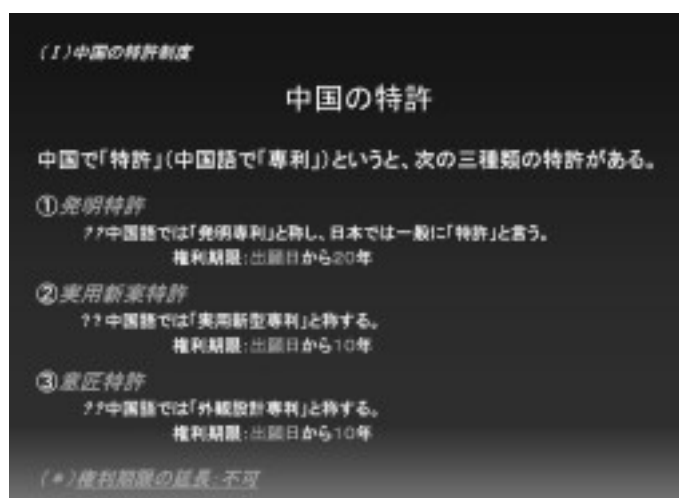
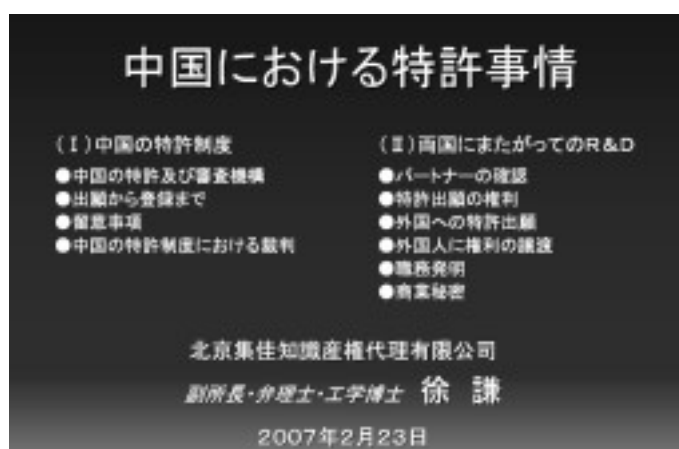
まず中国では特許といいます

と、日本と少し違って、次の三種類の特許があります。まず「発明特許」があります。これは日本でよく特許と言っています。この発明特許の権利の期限は出願日から20年間です。

次は「実用新案特許」です。中国でも特許となっています。

そのあと「意匠特許」があります。

中国で特許というと、この三種類の特許があります。実用新案特許の権利期限は出願日から10年間、そして意匠特許の権利期限は、出願日から10年間となっております。ここで日本と違うのは、この三種類の特許はともに権利期限の延長が不可能です。日本の場合の発明特許は、例えば薬の特許とか、権利期限の延長が可能ですが中国では不可能です。あとは権利期限の起算日は全部出願日からです。日本の場合では意匠特許の場合は公告の日から計算す



るそうです。

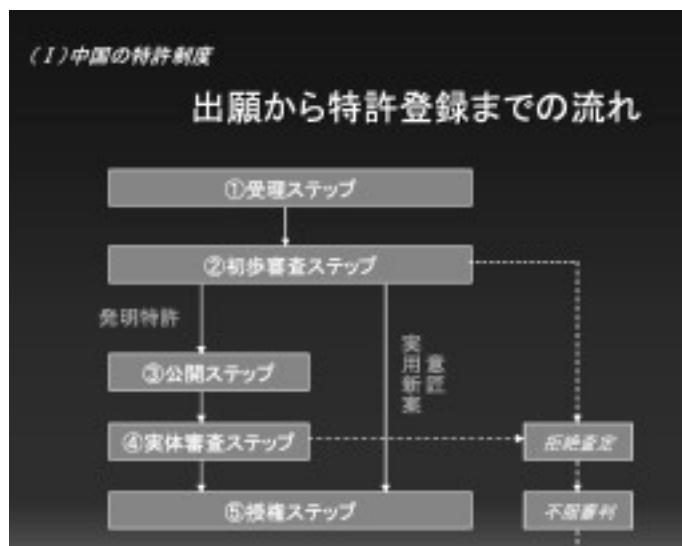
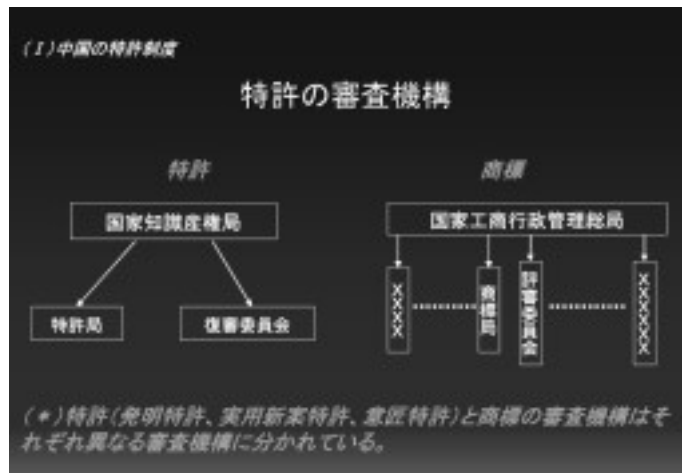
次、これもよく今まで、今年の1月にも日本の大企業さんからの質問ありましたが、中国の特許の審査機構はどうなっていますかという、日本の場合は特許と商標を全部特許庁で扱っていますが、中国では発明特許、実用新案と意匠は国家知識産権局で扱っています。そして商標は別の中国の国の機関、国家工商行政管理総局で扱っております。

この国家知識産権局の下に、組織は二つしかありません。特許局と復審委員会があります。そしてその国家知識産権局の局長さんは、特許局の局長と復審委員会の主任を兼任しております。

一方こちらは国家工商行政管理総局の局長は大臣レベルです。この下に組織はたくさんあります。不正競争とか、企業のライセンス管理とか、商品の品質監督とか、いろいろありまして、その中に商標局と評審委員会があります。

次に、これは日本と同じですが、出願から特許登録まで、発明特許の場合は5つのステップがあります。受理ステップ、初步審査ステップ、公開ステップ、実体審査ステップ、授権ステップ。そして実用新案と意匠の場合は、3つのステップ。受理ステップ、初步審査ステップ、授権ステップ。もちろんこの初步審査ステップと実体審査ステップで拒絶されるという可能性がありますから、拒絶されたら不服審判にいきます。主な流れはこうなっております。

次は「出願の受理」のステップ。ここで言いたいことは、中国は日本と違って、出願の書類を提出するときに必ず全部中国語で書かなければいけません。日本の場合はとりあえず英語のものを出して、そのあとに日本語に翻訳すればいいのですが、中国ではそれはできません。



そして出願から大体1か月以内に受理通知書が発行されます。これは遅くてもひと月です。早ければ1週間以内に受理通知書が発行されます。

次は初歩審査ステップ。ここで補正通知書が発行される可能性があります。もしこの通知書に対して適切に応答しなければ、出願取り下げとみなされますから、その期限以内に、やはり気をつけた方がいいです。あとこの初歩審査の段階では大体4か月から6か月くらいかかります。ただしPCT出願の国家段階に入る場合は、初歩審査が早くなります。中国ではPCT出願の国家段階に入る場合の初歩審査と一般的な初歩審査は違う部門で扱っています。

あとここで少し言いたいことは、中国で繰り上げ公開請求という制度があります。これに関してあとで詳しく説明いたします。

こういう繰り上げ公開請求がされた場合は、初歩審査が終わったらすぐに公開準備が開始されます。そうでない場合はやはり待ちます。どこまで待つかといいますと、それは公開ステップ。日本と同じように出願日、優先権があれば優先日から18か月後に公開されます。すぐに公開準備しないで、大体ここまで待って、大体3か月前、15か月頃まで待って公開準備に入ります。ですから公開が遅くなります。ただしPCT出願の国家段階に入る場合は、大体半年くらい国家段階の公開となります。公開ステップで非常に大事なことは、通常公開と同時に実体審査に入る通知書が発行されます。しかし、この実体審査請求の提出が遅い場合は、もう公開と同時に発行されずに別発行となります。

次は実体審査のステップですが、このステップではいわば実体審査に入る通知書の発行から、およそ半年後に中間処理、いわばオフィスアクションが起こされます。この拒絶理由通知が発行されて、そして第1回目のオフィスアクションの応答期限は4か月、第2回目以降は2か月となります。ただし各オフィスアクションの応答期間は1回のみひと月かふた月の延長可能です。

(1) 中国の特許制度

出願の受理

① 受理ステップ: 提出書類のチェック

- ※ 願書 (中国語「発明専利請求書」)
- ※ 明細書 (中国語「專利說明書」)
- ※ 特許請求の範囲 (中国語「權利要求書」)
- ※ 図面 (中国語「說明書附圖」) - 必要な場合のみ
- ※ 要約書 (中国語「摘要」)
- ※ 要約書と一緒に公開の図面 (中国語「摘要附圖」)
- ※ 委任状 (中国語「委託書」)
- ※ 優先権証明書 (中国語「經証明の在先申請文件副本」)
- ※ 優先権? 優先権証明書に記載された出願人が中国出願人と異なる場合に必要
- ※ 新規性喪失の例外 - 証明書類

?? すべての書類は必ず中国語で書くこと。
特に発明者、出願者の名前が中国漢字で記載
?? 出願から1ヶ月以内に受理通知書が発行

(1) 中国の特許制度

初歩審査及び公開

② 初歩審査(形式審査)ステップ:

- (*) 不備があれば、補正通知書が発行される。
適切に応答しなければ、出願取り下げと見なされる。
- (*) およそ4〜6ヶ月で初歩審査合格通知書発行。
PCT出願の国家段階に入る場合は初歩審査が速くなる。
?? 繰上げ公開請求がある場合、直ぐに公開準備が開始

③ 公開ステップ:

- (*) 出願日(優先日)から18ヶ月に出願公開。
PCT出願の国家段階に入る場合はおよそ6ヶ月で国家段階公開。
- (*) 通常、公開と同時に実体審査に入る通知書が発行される。
実体審査請求の提出が遅い場合、実体審査に入る通知書が別発行。

次、授権ステップ。ここまできますと特許査定通知書が発行されます。2か月以内に登録手続きをすればいいわけです。

これもよく聞かれる質問ですが、今年の1月ごろ出てきた最新データですが、出願から授権までの期間は、今、中国特許局では22か月程度です。私も不思議に思っています。こんなに早いものか。

次に実用新案および意匠の場合は、この3つのステップがありまして、出願から授権までの期間は実用新案の場合は9か月程度です。意匠の場合は半年くらいです。これは中央特許局の発表したデータですから、実際には多分これより遅いとは思いますが。もちろん分野によっては違います。化学分野とか、遺伝子とか、バイオ分野とか、多分3年から5年くらいかかるのではないかと思います。

次は留意事項です。先ほども話が出ましたが、日本では早期審査制度があります。しかし中国では早期審査制度はありません。その代わりに繰り上げ公開制度があります。この繰り上げ公開制度は早めに出願公開を行う制度のことです。でもこの制度については、早期公開制度という人もいますが、実は早期公開制度は別の意味があります。いわば出願公開してから審査を行う制度は早期公開制度です。

中国の特許制度のこの早期公開制度を採用しております。いわば出願公開しないと、実体審査には入りませんという制度です。日本は違いますね。早期審査制度で、

(I) 中国の特許制度

実体審査及び授権

④実体審査ステップ:

- (*) 実体審査に入る通知書の発行から、およそ6ヶ月後にオフィスアクション(OA)が起動される。
- (*) 拒絶理由通知(中国語「審査意見通知書」)が発行される。
 - 第1回OA(OA1)の応答期間: 4ヶ月
 - 第2回目(OA2)以降の応答期間: 2ヶ月
 - 各OAの応答期間は1回延長(1ヶ月または2ヶ月)可能

⑤授権ステップ:

- (*) 特許査定通知書が発行される。
 - 2ヶ月以内に登録手続き

(I) 中国の特許制度

出願から授権までの期間

(*) 発明特許の場合
?? 五つのステップ ①受理、②初歩審査、③公開、④実体審査、⑤授権
?? 出願から授権までの期間 一般に22ヶ月程度

(*) 実用新案及び意匠の場合
?? 三つのステップ ①受理、②初歩審査、⑤授権
?? 出願から授権までの期間 実用新案は9ヶ月程度
意匠は6ヶ月程度

(I) 中国の特許制度

留意事項?? 繰り上げ公開制度

- 日本では早期審査制度があり、中国では早期審査制度はない。代わりに、繰り上げ公開制度(*)がある。
- 一般には、出願日(優先日)から18ヶ月後に出願公開が行われるが、繰り上げ公開制度を利用すれば、初歩審査の直後に出願公開準備に入り、出願後8ヶ月～10ヶ月程度で出願公開可能。
- 実体審査を早くしてもらう為に、審査請求を早く行うと同時に、繰り上げ公開制度が利用可能。

(*) 繰り上げ公開制度と早期公開制度について
繰り上げ公開制度とは、早めに出願公開を行う制度のことを言う。早期公開制度とは出願公開してから審査を行う制度のことを言う。
中国の特許制度では、日本と違って早期公開制度を採用しており、即ち出願公開してから実体審査を行うことになっている。

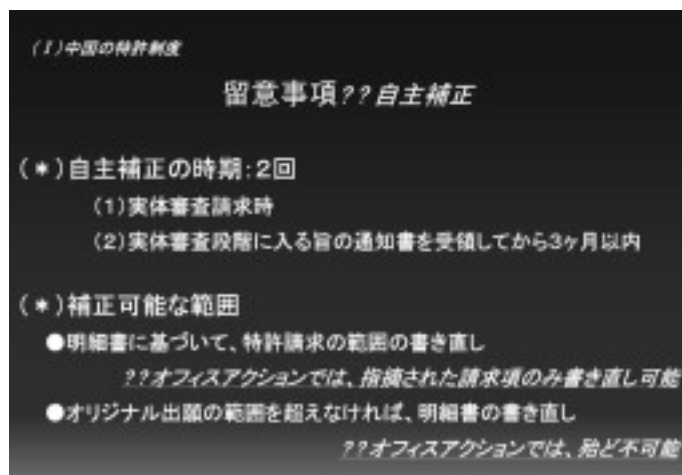
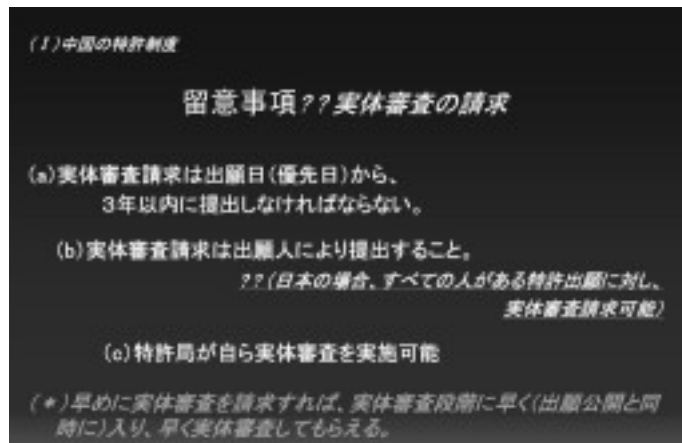
別に公開しなくても実体審査を行うことが可能です。中国では違います。必ず公開してから実体審査です。ですので、先ほども言いましたが、初歩審査が終わって、すぐ出願公開の準備をすれば、大体3か月くらいで公開可能です。というと出願を8か月から10か月程度で、もう出願公開が可能です。これは出願公開と同時に、もう実体審査段階に入るわけです。というのは、早く実体審査をしてもらうためには、もちろん審査請求を早く行くと同時に、この繰り上げ公開制度を利用した方が早くなります。

次は、日本と違うところを少しお話します。実体審査の請求です。(a)のところは日本と同じです。出願日から3年以内に実体審査請求を提出しなければなりません。

(b)の場合、今、中国では実体審査請求は必ず出願人により提出すること。日本の場合はすべての人がある特許出願に対して実体審査請求が可能です。中国では違います。ただし中国の特許局は、もし必要と認めれば自ら実体審査を実施可能です。実体審査請求がなくても、中国特許局が自ら実体審査を行うということがあり得ます。

次は自主補正です。中国では日本と違って自主補正の時期は2回しかありません。1回目は実体審査請求のとき、2回目は実体審査段階に入るときの通知書を受領してから3か月以内。この自主補正の場合、補正可能な範囲については、まず明細書に基づいて、特許請求の範囲の書き直しが可能です。ここは日本とは違って、中国ではオフィスアクションの段階では特許請求の範囲の全面的な書き直しはほとんど不可能です。日本の場合は第1回目のオフィスアクションはまだまだできますが、中国ではできません。

次は、オリジナル出願の範囲を超えなければ、明細書の書き直しも可能です。これもオフィスアクションの段階では、ほとんど不可能です。ですので、自主補正のチャンスを十分に利用した方がいいです。



次は新規性です。新規性も日本と少し違いますので、ここでお話しします。中国で新規性の判断基準は日本と同じで、国内外の出版物上で公開発表されないこと。次は国内で公開使用されないこと。日本の場合はやはり国内外で公開使用されないことです。世界中の公知公用ということになります。これに関しては、実は中国で今、第3回目の特許法改正を行って

まして、この改正案の中では、日本の場合と同じようにやはり国内外での公知公用となるように改正する予定です。今はまだ改正されていませんから、例えばある出願は日本ですでものづくりをして販売していますと。それは全然中国には新規性、中国の特許の申請には影響しません。

次は新規性喪失の例外です。これは特許法第24条で書いてありますが、6か月以内に中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。これは日本も同じです。

次は規定の学術会議あるいは技術会議場で初めて発表された場合。ここでの問題は、この規定がどういう規定なのか。今の解釈はこれは中国の省レベル、いわば日本の県レベル、例えば広東省とか、山東省とか、遼寧省とか、この省レベルの学術会議あるいは中国で部レベル。例えば科学技術部とか、教育部とか、部レベルの学術会議あるいは技術会議ならOKです。新規性喪失の例外となります。そうでなければ例外とはなりません。例えば日本での学術会議とか、発表されたらもう一発で中国で新規性がなくなります。今日みたいな会議でも新規性がなくなります。

次は3番目も日本と同じです。他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。

次は分割出願です。分割出願に関しては日本でもいろいろと改正されたようで、ここで言いたいことは中国では2006年の7月1日までは分割出願の分割出願も可能でした。いわば母案が特許されたあとでも、分割出願が可能でした。しかしいろいろな問題が出まして、昨年の7月1日からは、もう母案の出願から特許登録手続きを完了するまでの間に、分割出願は

(1) 中国の特許制度

留意事項??新規性

(*) 新規性の判断基準(中国特許法第22条第2項)

- (a) 国内外の出版物上で公開発表されないこと。
- (b) 国内で公開使用されないこと。

?? 第三次特許法改正で日本の場合と同様に国内外での公知公用となるように改正予定

(*) 新規性喪失の例外(中国特許法第24条)

?? 6ヶ月以内に

- (1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。
- (2) 規定の学術会議あるいは技術会議上で初めて発表された場合。
- (3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。

(1) 中国の特許制度

留意事項??分割出願

(*) 分割出願の可能な時期

- 母案が出願から特許登録手続きを完了するまでの間。
- 審査官の指示で、分割出願の分割出願が可能。

?? 2006年7月1日までは、分割出願の分割出願も可能で、特許された母案がすでに訴訟に使われているにも関わらず、分割出願でまた請求の範囲を新たにすることが可能であった。

?? 2006年7月1日以降、母案が特許された後の分割出願が不可能になり、いわば分割出願の分割出願が不可能になった。

可能ですが、母案が特許されたら分割出願はできなくなります。ただし審査官の指示で、例えば分割出願に対して審査をして、単一性がないと、審査官の分割出願しなさいという指示があれば、やはり分割出願が可能です。ですので、昨年の7月1日の前後は分割出願に関して法律が変わりましたから、気をつけた方がいいです。

次は特許後の訂正です。これも実は訴訟もありまして、日本の場合とは違います。日本の場合は訂正審判もありますし、無効審判などにおいて訂正請求もできます。中国ではまず訂正審判はありません。そして無効審判などにおいて、特許請求の範囲に対する訂正請求は一応可能ですが、次の3つの訂正しかできません。1つはその請求項の削除。これも訂正の一つの

話ですから。2つ目は、その2つ以上の請求項の併合。3番目は技術案の削除。これは大体化学分野において、1つの請求項の中に技術案が複数あり得るものですから、その中の技術案の削除をすることが可能です。訂正可能と言っても、この三種類の形しかできません。これで実際に問題がよく発生しています。これは実際にあったことですが、会社の名前などは言えませんが。

あるパラメータ請求項の場合、日本ではよくある話ですが、特徴としては、そのパラメータの a は20以上30以下であると。しかも出願前6か月以内に日本で公開性のある研究会に $a=20$ に関する論文が発表されました。これは日本では全然問題ありません。しかし中国の場合は、この請求項に関する無効審判が起こされて、まずこの請求項は保護の範囲内にある $a=20$ について出願の前に、すでに日本で公開性のある研究会に発表されました。しかもこの日本での研究会は新規性喪失の例外とはなりませんので、まずこの請求項には新規性の問題が発生します。そうするとお客さんは「じゃあ、補正しましょう」と「訂正しましょう」ということで、 a が20以上30以下であるという特長を、 a は20より大きい、イコールを除いた、それで30以下であるというように、範囲縮小の訂正。日本なら絶対に問題ありません。しかし中国ではこのような範囲縮小の訂正もできません。結局この請求

(1) 中国の特許制度

留意事項?? 特許後の訂正(その1)

特許後の訂正に関しては、

- (*) 日本の場合と異なり、訂正審判がない。
- (*) 無効審判などにおいて特許請求の範囲に対する訂正請求が可能であるが、以下三つの訂正に限定される。

- (1) 請求項の削除。
- (2) 二つ以上の請求項の併合。
- (3) 技術案の削除(請求項の中に技術案が複数ある場合)。

(1) 中国の特許制度

留意事項?? 特許後の訂正(その2)

例えば、パラメータ請求項の場合、特徴としてパラメータ a が $20 \leq a \leq 30$ である。尚、出願前6ヶ月以内に日本で公開性ある研究会(資料)に $a=20$ に関する論文が発表された。

(*) この請求項に関する無効審判が起された場合、日本の場合との相違点:

- (1) この請求項はその保護の範囲内にある $a=20$ について、出願前にすでに日本で公開性ある研究会(資料)に発表され、しかも新規性喪失の例外となれないので、新規性に問題ある。
- (2) 「 a が $20 \leq a \leq 30$ である」を「 a が $20 < a \leq 30$ である」に範囲縮小訂正できないので、この請求項の訂正は削除の訂正と成らざるを得ない。

項の訂正は削除の訂正とならざるを得ませんでした。これは日本と随分違うところです。

次は実用新案の話ですが、日本では今、実用新案はあまりありませんが、中国では実用新案の出願はけっこうあります。まず中国の特許制度においては、同じ出願人は発明特許と実用新案特許を同時に

出願することは可能です。ただし発明特許が特許査定になったら、発明特許と実用新案の特許のどちら一方の権利しか認めないのです。どうして中国で実用新案の出願がそんなに多いのか、そのメリットを言いますと、早く権利がもらえます。先ほども言いましたように、実用新案は出願から授権までは10か月以内です。9か月でもう権利がもらえるわけです。そして権利をもらったら、まず宣伝に利用することができます。その次に権利行使が可能です。

例えば模造品が出たりして、権利がなければとても訴訟ができませんから、だからその模造品などを止めるために、やはり権利を早くもらって訴訟に出るわけです。発明特許の授権を待っていたら何年も先のことになりますから、その模造品を作る企業も中国の現状としては、多分そのときになくなっているわけですから。だから訴訟の相手もなくなり、非常に困ります。ですので、中国では今、実用新案の出願が非常に多いです。

これは2006年の中国での出願の状況です。まず国内出願は2006年に47万件を超えました。そのうち実用新案の出願は16万件近く、3割以上あります。2006年に外国からの出願は10万件を超えました。しかし実用新案の出願は1.3%に過ぎません。特に日本からの実用新案の出願はほとんどありません。

話は変わりますが、国外から中国への出願は10万件のうちおよそ4割くらいは日本からの出願です。2番目はアメリカです。アメリカはおよそ2万5,000件くらいです。3番目は今、韓国に変わってきて、大体1万件くらいになると思います。4番目はドイツです。

次、意匠に関して、これも日本の場合とは違いますが、まず中国では部分意匠が認められません。

(1)中国の特許制度

留意事項??実用新案に関して

(*)同じ出願人が発明特許と実用新案特許を同時に申請可能。
(*)発明特許が特許査定になったら、発明特許と実用新案特許のどちらか一方の権利しか認められない。

同時出願の利点:早く権利化可能
――早く宣伝に利用可能
――早く権利行使可能

2006年実用新案特許の出願状況:

	総数	発明	実用新案	意匠
国内(2005年より22.8%UP)	470,342	122,318 (26%)	159,997 (34%)	188,027 (40%)
国外(2005年より10.4%UP)	102,836	88,172 (85.7%)	1,399 (1.3%)	13,265 (12%)

(1)中国の特許制度

留意事項??意匠に関して

(イ)部分意匠が認められない。
(ロ)日本で部分意匠を出願し、その後、破線を実線に描き直して中国出願をする場合、優先権は認められない。
(ハ)優先権審査は初歩審査段階で行わない

2006年7月1日まで、初歩審査ステップで意匠の優先権審査が行われ、優先権を認めなければ、優先権なしという旨の通知書が発行されていた。2006年7月1日(新たに改正された審査基準の実施)以降、初歩審査ステップで優先権の有効性について審査はないため、関係する通知書は発行されなくなった。
誤解:優先権を認めない旨の通知書が発行されなかったため、以前の経験から優先権が認められたと思ってしまった。

次に日本で部分意匠を出願して、そのあとにその波線を実線に描き直して、中国出願する場合、中国ではその優先権は認めません。今の法律では認めません。過去2004年ごろ一時的に認めたことはありましたが、今は全然認めません。これは、優先権審査は、初歩審査段階は行いません。昨年(2013)の7月1日から、もう初歩審査では優先権の審査はしません。だからこれに関して、一応日本のお客さんからの公開です。前までは意匠に関して優先権は初歩審査で審査されました。だから優先権は認めないという通知書が発行されました。しかし昨年(2013)の7月1日以降は、もう審査はしないので、そういう通知書も発行されなくなりました。それで日本のお客さんは、通知書はもらっていないから、その優先権は認めたのかという質問がきました。実は違います。審査はしないのです。どういうときに審査するのかと言いますと、それは無効審判などの場合、はじめて利用する権利に関する審査をします。ですから、その通知書はないので、認めたということではありません。やはり今の法律では認めていないのです。

次は、特許制度における裁判です。2004年から知的財産権に関する訴訟が非常に多くなってきて、この裁判のことも頭に入れなければなりません。まず、裁判機構は中国では「人民法院」といいます。これは日本の裁判所にあたります。一般的には最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基礎人民法院があります。もちろんこれ以外でも、例えば税関の場合は海事人民法院があります。鉄道の場合は鉄道人民法院があります。でも一般的にはこの四つで扱います。

ここで特許に関する訴訟は民事訴訟で二審制となります。第一審は一般には中級人民法院で扱います。特別なケースは直接高級人民法院が扱います。または高級人民法院が指定した基礎人民法院が扱います。二審は一般的に高級人民法院が扱います。特別なケースは最高人民法院が扱います。いわば訴訟に関連する重要なケースを直接扱います。でも、これは2005年頃、多分十何件しか扱いませんでした。数的に制限があるそうです。

(1) 中国の特許制度

中国の特許制度における裁判??裁判機構

(*) 裁判機構は中国では「人民法院」といい、日本の裁判所に相当する。

- 最高人民法院
- 高級人民法院
- 中級人民法院
- 基礎人民法院

(*) 特許に関する訴訟は民事訴訟で二審制となる。

一審: 中級人民法院
?? 特別な場合、高級人民法院或いは高級人民法院が指定した基礎人民法院

二審: 高級人民法院
?? 特別な場合、最高人民法院

(1) 中国の特許制度

中国の特許制度における裁判??地域管轄

(*) 知識産権局の復審委員会の決定などを不服し、提訴する場合

一審: 北京市第一中級人民法院
二審: 北京市高級人民法院

(*) 特許侵害行為の地域管轄

侵害行為発生地または被告住所地の裁判所

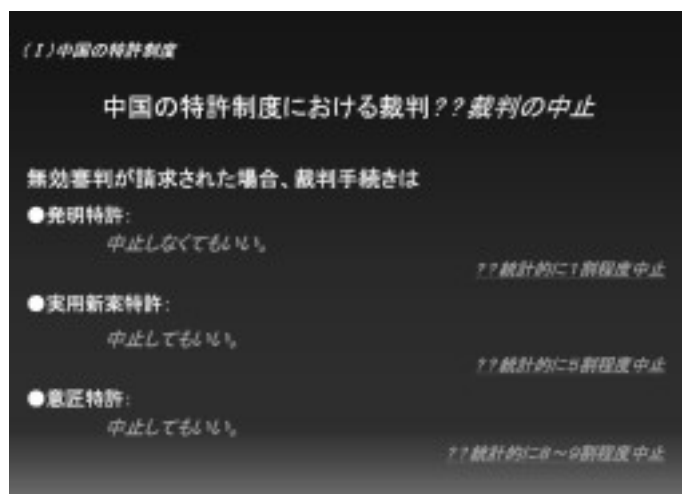
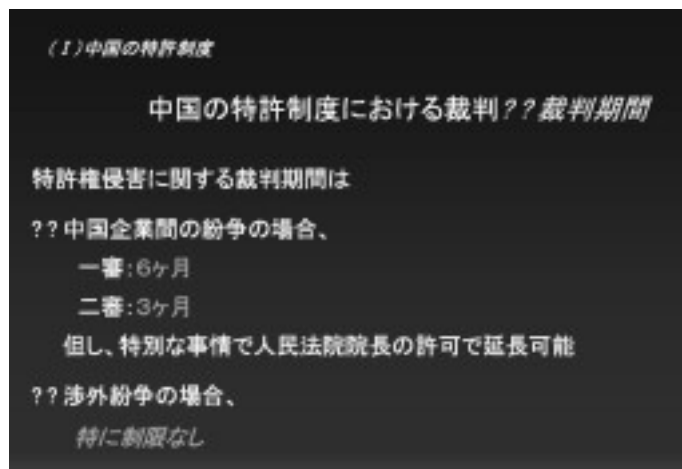
?? 侵害行為発生地については、製造地は勿論、販売地も含まれるので、場合によっては、中国の殆どの大都市が該当する。

次は地域管轄です。まず言いたいのは、もし復審委員会の決定などを不服として提訴する場合は、復審委員会の所在地は北京市にありますから、第一審は北京審の第一級中級人民法院が扱います。二審は北京市の高級人民法院が扱います。特許侵害行為の地域管轄ですが、まず侵害行為の発生地または被告の住所の裁判所の人民法院で扱います。ただし、侵害行為の発生地といいますと、もちろん製造地もありますが、販売地も含まれております。そうすると、場合によっては、その商品は中国のほとんどの大都市で販売される可能性がありますから、その人民法院は中国のほとんどの大都市で管轄になれるわけです。今の中国の現状では、ほとんど北京と上海を選んでいきます。

次は裁判期間です。これもよく聞かれる質問ですが、中国では特許権侵害に関する裁判期間は、もし中国企業同士の紛争なら、一審は6か月、二審は3か月というのが決まっています。ただし、特別な企業などがありまして、人民法院の院長の許可で多少は延長可能ですが、それほど延ばすことはできません。ただし、涉外紛争の場合は特に制限はありません。2年、3年になるケースもあり得ます。5年になったケースもありました。

例えば裁判中に無効審判は請求された場合、その裁判の手続きは中止するかどうか。これもよくある質問ですが、実は発明特許の場合は中止しなくてもいいという法律で書いています。統計的には大体1程度が中止します。あとの9割くらいは中止しないのです。裁判は続きます。実用新案と一緒に場合は、原則として中止してもいいということになっています。実際に統計データを見ますと、実用新案の場合は5割くらいは中止されます。意匠の場合は8割から9割程度が中止します。非常に中止率が高いです。これも中国の現状です。

次は、中国特許法第10条第3項についてお話ししますが、特許権を譲渡する場合、書面での契約書を締結し、かつ特許局に登録すること。特許権の譲渡は登記日から



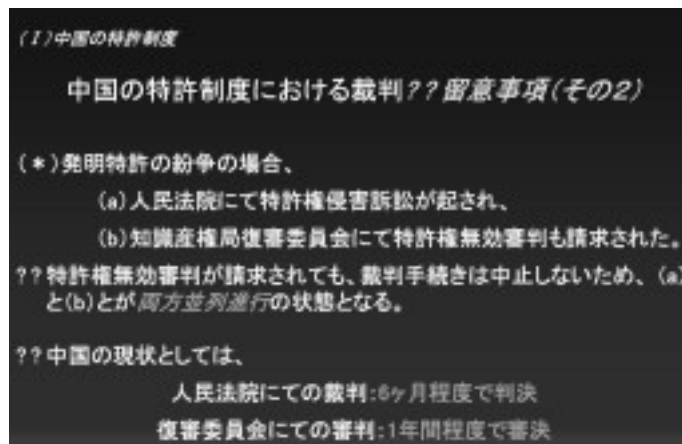
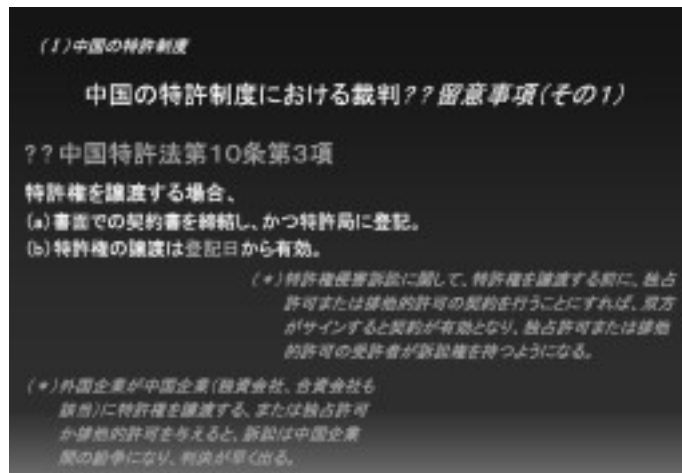
有効です。どうしてこの話をここで話すのかといいますと、先ほど話にありましたように、中国企業同士の争いならその判決が半年くらいで出ます。しかし、涉外事件の場合は判決はなかなか出ません。ですので、外国企業、日本企業もそうですが、早く判決してほしい、自信満々で、必ず勝ちますから早く判決してほしいという場合は、その特許権を中国企業に譲

渡すればいいわけです。中国企業に譲渡すれば紛争は中国企業下の紛争になりますから、その判決は半年以内に出ます。ただし、特許権の譲渡は登記の日から有効ですから、登記はやはり手続きをしなければなりませんし、少しややこしいと感じる人がいますので、譲渡ではなくて、中国企業に独占許可、独占ライセンスあるいは排他的許可、排他的ライセンスを中国企業に与えれば、中国企業は訴訟をする権利者になりますから、すぐに法廷に出ることが可能です。しかもライセンスの契約は双方がサインすれば有効です。法廷に出る前に双方がサインしてすぐ法廷に出せます。これは譲渡の場合と違います。これも日本企業でも外国の企業、韓国の企業でもよくやることです。

次は、中国でよく出てくる問題ですが、発明特許の場合です。まず人民法院で特許権侵害訴訟が起こされます。それと同時に復審委員会に特許権無効審判も請求されました。先ほども言いましたように、発明特許の場合はほとんど特許権無効審判が請求されても人民法院での無効訴訟の手続きは中止しませんから、(a)と(b)の両方が同時進行の状態となります。ここで

問題なのは、人民法院での裁判は6か月程度で判決が出ます。しかし、復審委員会での審判は、現在の状況では1年間くらいかかります。ここで4か月くらいの時間差があります。

そして、中国の特許法第47条、これは時間の問題でほかのところは言いませんが、(b)のところ、無効宣告の前に人民法員がすでに執行した処理に対しては、遡及力を有しないということは、例えば権利侵害と判決され、賠償金の払いも実行された後に、先ほど言ったように時間差がありますから、無効審決が出ても賠償金の取り戻しほとんど不可能です。



これも中国で実際に発生した事件です。ある企業が特許権侵害と判決されました。賠償金、もちろん製造も中止されて、結局その企業は倒産してしまいました。しかし後になって、実は特許は無効にされました。もう回復不可能になってしまいました。

今までは中国の特許制度について簡単に紹介いたしましたが、次は、両国にまたがったR&Dについてお話しします。これは特許法とも関係ありますが、直接関係はありませんが、間接的には関係しています。両国にまたがったR&Dといいますと、大部分は共同研究開発、または委託研究開発の場合もあり得ます。ただし、ここで気を付けなければならないのは、特に中国の大学あるいは研究機構には、何とか研究グループ、何とか作業グループとか作業室など、けっこう研究開発の活動をやっております。

外国の企業はなんとなくこういった研究グループや作業室と契約を結びました。しかし、実は中国ではこういった研究グループや作業室は法人の資格はありません。ですので、なんらかの事件が発生したら、このようなグループは責任をとれません。これで大問題になったこともあります。その契約は無効、責任はとれませんから。ですので、パートナーの確認は必ずしなければなりません。契約の相手、契約のパートナーに法人資格があるかどうかをまず確認します。資格がなければ、その上の機関、例えば大学とか研究機構、法人資格のある組織の認可をもらうべきです。もらった方がいざとい

(1) 中国の特許制度

中国の特許制度における裁判?? 留意事項(その3)

?? 中国特許法第47条

- (a) 無効された特許権は初めからなかった。
- (b) 無効宣告の前に人民法院がすでに執行した処理に対しては、遡及力を有しない。
- (c) 悪意により他人に損害をもたらした場合、賠償。
- (d) 明らかに不公平な場合、特許使用料または譲渡料を返還。

(*) 権利侵害と判決され、賠償金支払いが実行された後に、無効審決が出ても、賠償金の取り戻せは殆ど無理。

(2) 両国にまたがったR&D

パートナーの確認

(*) 共同研究開発または委託研究開発の場合、先ず共同研究開発のパートナー、または委託研究開発の受託者に対し、その法的責任について確かめる必要がある。即ち、共同研究開発または委託研究開発の契約相手の法的責任を証明する書類を確認しなければならない。

(*) 特に中国の大学または研究機構には、「×××研究グループ」とか、「×××作業室」などの名義で研究開発の活動を行っている。このような法人資格のない「×××研究グループ」や、「×××作業室」と契約する場合、その母体である法人資格のある大学または研究機構から授權または認可を貰うべきである。

(2) 両国にまたがったR&D

特許出願の権利(その1)

?? 中国特許法第8条

二つ以上の法人または個人が協力して完成させた発明、一つの法人または個人がその他の法人または個人の委託を受けて完成させた発明については、

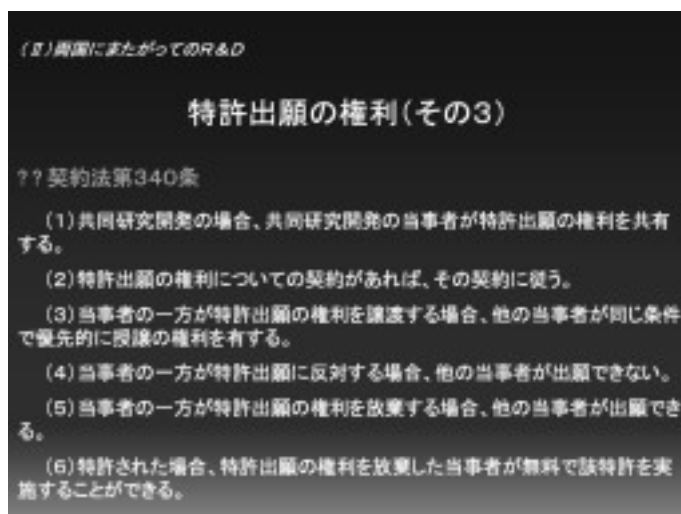
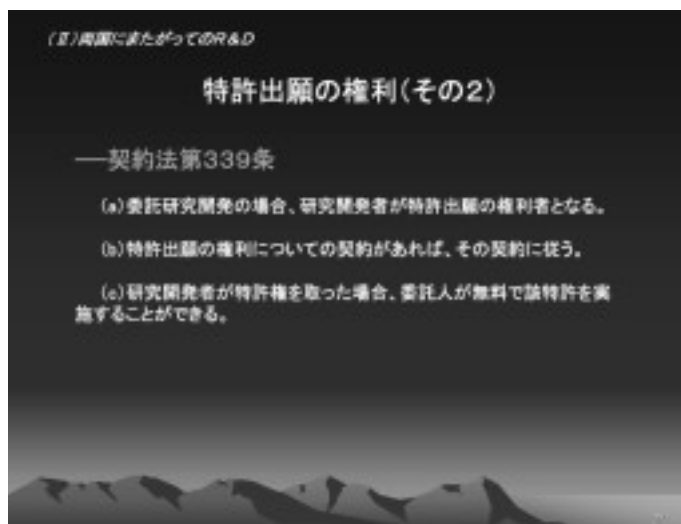
- 特許出願の権利についての協定がなければ、
- 研究開発をした法人または個人が特許出願の権利者となる。
- 出願が認可された後、特許出願者が特許権者となる。

うときに無難です。これも中国で今まで発生した事件でありました。

次は、特許出願の権利です。中国特許法第8条では、二つ以上の法人または個人が協力して完成させた発明、あるいは一つの法人または個人が、その他の法人または個人の委託を受けて完成させた発明については、特許出願の権利についての協定がなければ、研究開発をした法人または個人が特許出願の権利者となる。また、出願が認可された後、特許出願者が特許権者となる。これは協定がなければの話です。しかし協定があればどうなるかは特許法では書いていません。それで関連するところが出てきます。協定があれば契約法の話となります。

契約法の第339条では、委託研究開発について、研究開発者が特許出願の権利者となる。次は、特許出願の権利についての契約があればその契約に従う。研究開発者が特許権を取った場合、委託人が無料でこの特許を実施することが可能です。

契約法の第340条、これは共同研究開発についての規定です。共同研究開発の当事者が特許出願の権利を共有する、これは日本と同じです。特許出願の権利についての契約があれば、その契約に従う。当事者の一方が特許出願の権利を譲渡する場合、他の当事者が同じ条件で優先的に授譲の権利を有する。これはいいです。ここで、当事者の一方が特許出願に反対する場合、他の当事者が出願できません。これで問題が出てきます。例えば先ほどの共同研究の場合、中国のある研究グループと契約して発明を完成しました。しかし契約は、グループには法人の資格がないので、結局契約の中でそのグループに関する項目は無効とされます。そうすると、この発明に参加したすべての発明者は特許出願の権利者となるわけです。この権利者のうちに、例えばAさんがいまして、Aさんは何らかの理由でこの発明に関する出願に反対するということになりますと、他人でもこの出願をすることができなくなります。これも実際に発生したケースです。や



はり契約のときにしっかりした方がいいです。

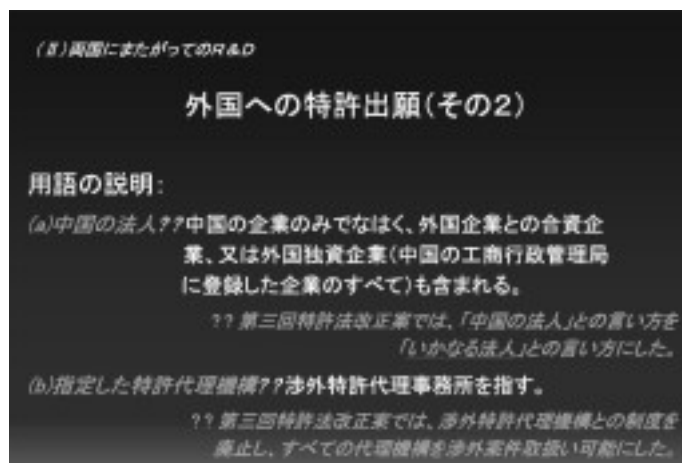
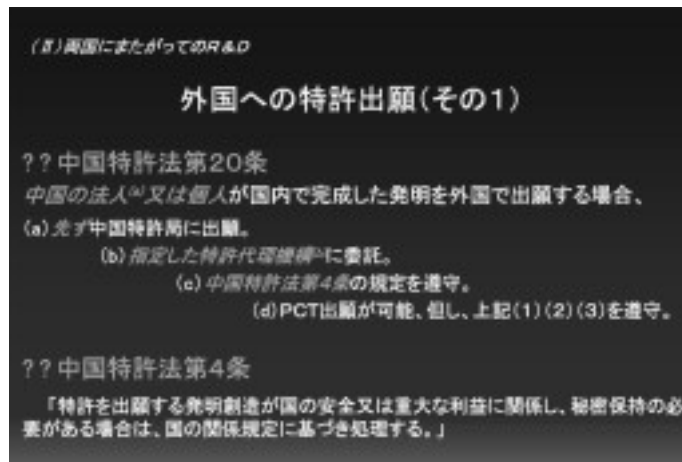
次は、当事者の一方が特許出願の権利を放棄する場合、他の当事者が出願できます。特許された場合、特許出願の権利を放棄した当事者が無料でこの特許を実施することができます。これは大体同じです。

次は、中国の特許法第20条、外国への特許出願。これもやはり両国にまたがったR&Dで、よく聞かれる質問です。まず中国特許局に出願すること。これは日本と違います。日本はこのような制限はありません。アメリカはあります。指定した特許代理機構に委託すること。中国特許法第4条の規定を遵守すること。PCT出願が可能で、ただし上記の(1)、(2)(3)を遵守すること。ここで中国特許法第4条、第4条は特許を出願する発明創造が国の安全または重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。いわば秘密審査です。中国では秘密審査があります。

ここで言葉の説明が必要となります。まず中国の法人あるいは中国と企業、ここで「人」を入れてください。中国人の企業のみではなく、外国企業との合資企業または外国独資企業でも、中国の法人あるいは中国の企業とみなされます。ですので、先ほど特許権譲渡の話がありましたが、外国企業は、例えば中国で子会社があります。その子会社企業ですから、そこに権利を譲渡するかあるいは独占ラ

イセンスを与えるということが可能です。いわば中国の工商行政管理局に登録した企業のすべては中国の企業とみなされます。これに関しては、実は中国の第三回特許法改正案では、「中国の法人」あるいは「中国の企業」という言い方を「いかなる法人」、「いかなる企業」と変えました。少しあいまいですから。

次は、指定した特許代理機構。中国では外国からの出願を扱う代理事務所は許可制となっていて、今でも特許局の許可が必要です。ただし、第3回の特許法改正案では、このような涉外特許代理機構との制度を廃止して、すべての代理機構を涉外案件取扱い可能



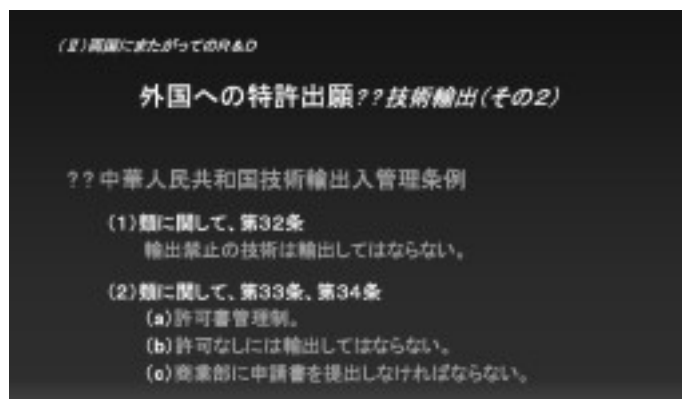
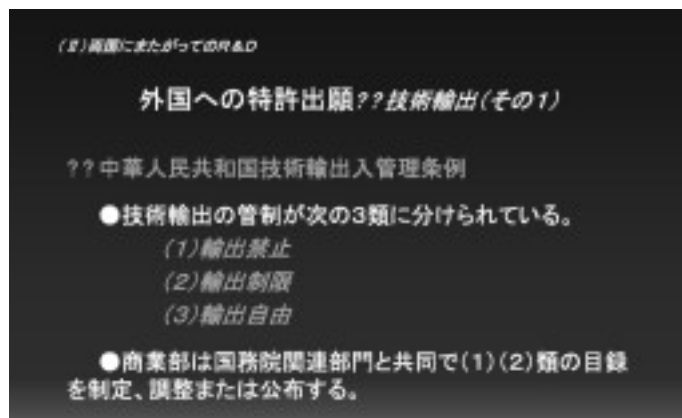
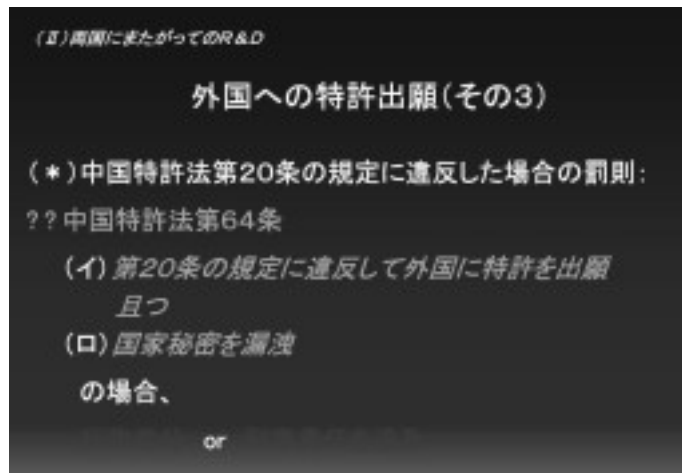
にしました。日本と同じようになりました。

次は、先ほどの中国特許法第20条の規定に違反した場合どうなるのか、その罰則です。中国の特許法第64条があります。まず第20条の規定に違反して外国に特許を出願し、かつ国家秘密を漏洩した場合。この二つに非があったら行政処分や刑事責任を追及されます。ただし、この第64条に引っかけたケースは1件もありません。というのは、第20条の規定に違反して外国に特許を出願したということとは私は聞いたことがあります。中国での発明を外国に出願してしまったと聞いたことがあります。ただし、国家秘密を漏らしたということまではいかなかった。その発明は国家秘密まではいけなのです、そのレベルの発明になると。ですので、この64条に引っかけたケースは1件もありません。

ただし、これと関連する規定が中国ではあります。外国への特許出願といいますと技術輸出となりますから、中国では技術輸出入の管理条例があります。ここに引っかけました。技術輸出の官制が

次の3種類に分けられております。輸出禁止、輸出制限、輸出自由。今これを扱っているのは中国では商業部で扱っています。この商業部で第(1)、(2)類のリストを作って、調整して公布、公開します。商業部は多分日本の経済産業省にあたります。

第(1)類に関して、輸出禁止の技術は輸出してはならない。第(2)類、輸出制限の場合は許可制で、許可がなければ輸出してはなりません。許可をもらうためには商業部に申請書を提出しなければなりません。第(3)類、輸出自由。輸出自由であっても、やはり契約管理制度です。まず双方が契約して登録するわけです。どこに登録申請をするかというと、やは



り商業部に登録申請をします。輸出自由だとしても手続きをしなければなりません。たとえ両国の共同研究であっても同じです。外国に持っていくのは、例えばその技術が自由な技術であってもやはり登録申請をしなければなりません。この技術輸出入管理条例では罰則が詳しく書かれています。第46条から第52条まで全部書いています。

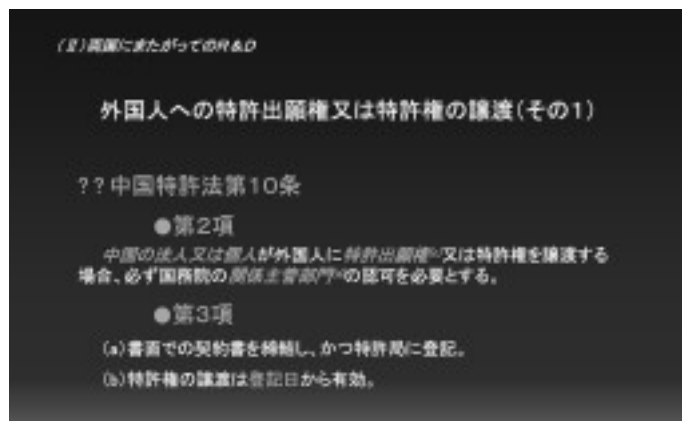
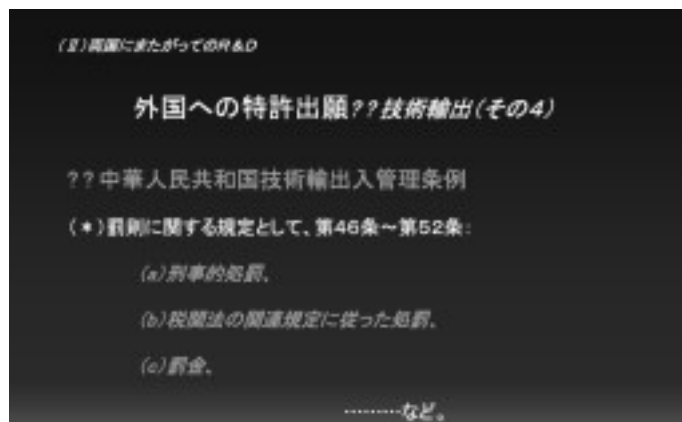
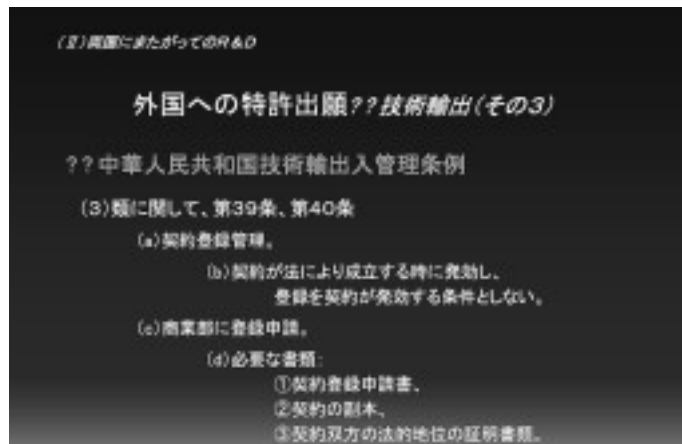
次は、外国人への特許出願権または特許権の譲渡。これは中国特許法第10条で、第2項では、中国の法人または個人が外国人に特許出願権または特許権を譲渡する場合、必ず国务院の関係主管部門の認可を必要とする。第3項で、先ほども話をしましたが、書面での契約書を締結し、かつ特許局に登録すること。特許権の譲渡は登記の日から有効です。

ここで言葉の説明です。ここに出てきたのは特許出願権です。特許出願権といいますと、すでに特許を出願した後の出願者の権利です。先ほどの話に出てきた、特許出願の権利とは違います。だから、特許出願権を譲渡するときはいろ

いろと手続きが必要となります。しかし、特許出願の権利は契約すれば譲渡することが可能です。これも問題になっていまして、出願する前に権利は相手の外国人や外国の企業に渡しました。だから特許の何らかの法律には引っかかりません。これも第3回の改正で変わりました。

次は関係主管部門。今は商業部となっています。

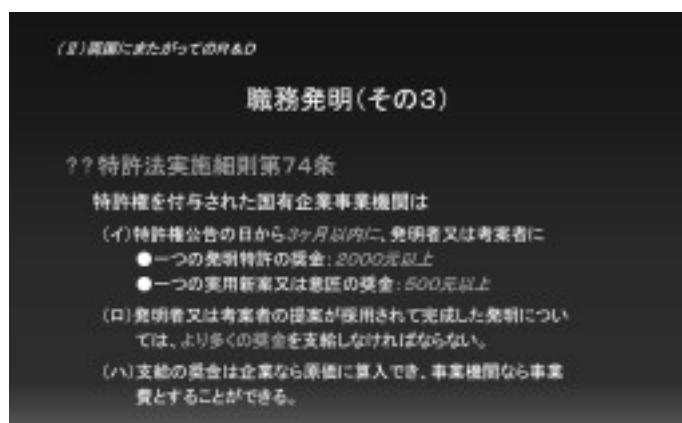
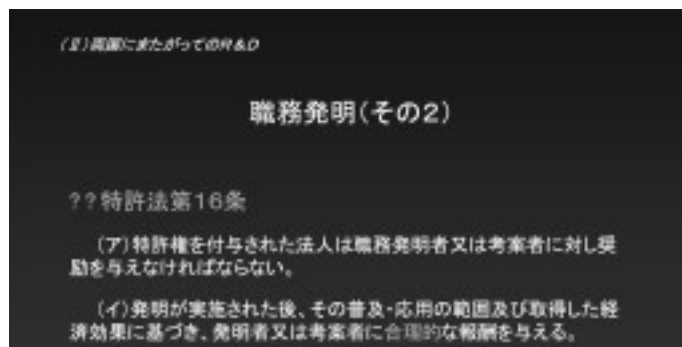
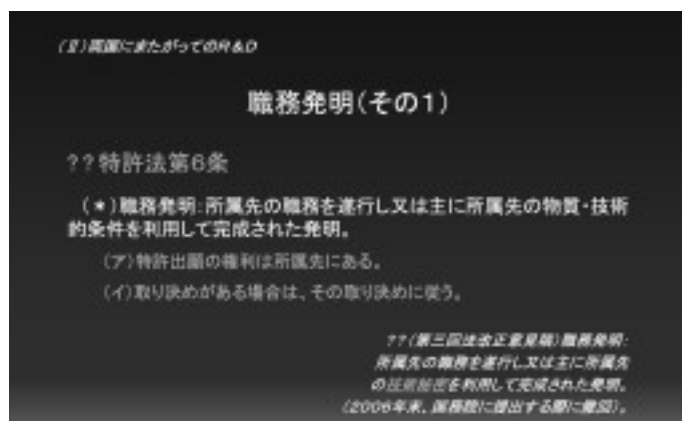
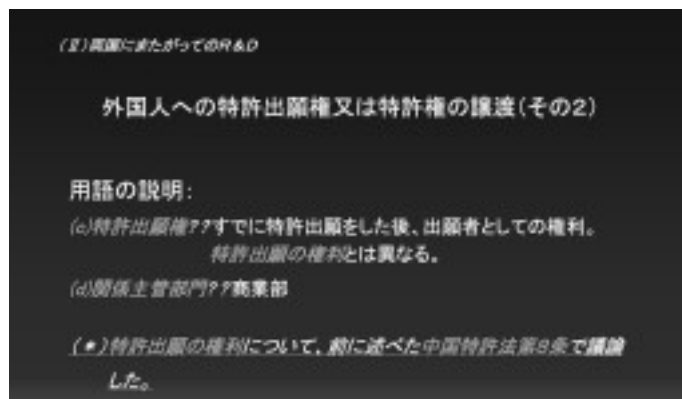
次に、国にまたがったチームのR&Dはほとんど職務発明です。特許法の第6条では中国では職務発明について次のように定義されています。所属先の職務を遂行し、または主



に所属先の物質・技術的条件を利用して完成された発明は職務発明と定義しています。ただし、第3回の法の改正案では、この定義を、所属先の職務を遂行しまたは主に所属先の技術秘密を利用して完成された発明と改正しました。ここに出てきた問題、技術秘密とは何かという質問はけっこうありまして、結局ここがあいまいですので、昨年の末頃、改正案を国務院に提出するときにこの改正を撤回しました。結局どうなったかはまだ発表していませんから分かりません。職務発明については、特許出願の権利は所属先にあります。また、取り決めがある場合はその取り決めに従う。契約があればその契約に従います。

特許法第16条、特許権を付与された法人は職務発明者または考案者に対し奨励を与えなければならない。発明が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者または考案者に合理的な報酬を与える。日本では制度的な報酬とか、そういう言い方ですが、これは合理的な報酬。しかし、どの程度の報酬額なのかについては特許法では言っていません。それに関して実施細則で書いています。

特許法実施細則第74条で、特許権を付与された国有企業事業機関は、特許権公告の日から3か月以内に、発明者または考案者に一つ



の発明特許の奨金2,000元以上、今のレートでみますと大体3万円程度です。一つの実用新案または意匠の奨金は500元以上、今のレートでは大体8,000円くらいです。

次に、実施細則第75条。特許権を付与された国有企業事業機関は、特許権の存続期間内に、毎年、発明または実用新案の実施により得られる利益の納税後、2%以上を報酬として発明者に支払わなければなりません。意匠の実施により得られる利益の納税後、0.2%以上を報酬として考案者に支給しなければなりません。これは毎年です。または、上述の比率を参考にして、発明者または考案者に1回のみの報酬を支給することができる。例えば1回何万円を渡せばいいわけです。これは非常に具体的に書いています。

次は第76条です。特許権を付与された国有企業事業機関が、特許の実施を他の機関または個人に許可する場合、ライセンスをした場合、許可によって得られる使用料から納税後10%以上、1割以上を報酬として発明者または考案者に支払わなければなりません。

実施細則77条。上で述べた第74条から第76条の奨金と報酬に関する規定は、中国の他の単位、あるいは他の企業で理解していただければけっこうですが、これを参照して実施することができるということです。上の74条から76条はすべて国有企業事業機関に対する規定です。民間企業、合弁会社、共同研究などに対しては規定していません。ここで言っているのは、それを参照して実施することが可

(五) 両国にまたがったR&D

職務発明(その4)

?? 特許法実施細則第75条

特許権を付与された国有企業事業機関は
特許権の存続期間内に

(イ) 毎年

- 発明又は実用新案の実施により得られる利益の納税後2%以上を報酬として発明者に支払わなければならない。
- 意匠の実施により得られる利益の納税後0.2%以上を報酬として考案者に支払わなければならない。

(ロ) 又は、上述の比率を参考にして、発明者又は考案者に一回のみの報酬を支給することができる。

(五) 両国にまたがったR&D

職務発明(その5)

?? 特許法実施細則第76条

特許権を付与された国有企業事業機関が
特許の実施を他の機関又は個人に許可する場合、

- 許可によって得られる使用料から納税後10%以上を報酬として発明者又は考案者に支払わなければならない。

?? 特許法実施細則第77条

上述第74条～第76条の奨金と報酬に関する規定は、中国の他の単位はこれを参照して実施することができる。

(五) 両国にまたがったR&D

職務発明?? 技術成果の利益分配(その1)

?? 「中華人民共和国促進科技成果转化法」、
?? 「关于促进科技成果转化若干规定」

(1) 職務科技成果の使用権と譲渡権が法人又は他の組織に属する場合、法人又は他の組織が該職務科技成果について技術契約を締結することができる。

(2) 一般には、単位が職務科技成果を第三者に譲渡する時、その譲渡により得られた純利益の20%以上の対価金額で、該科技成果の完成及びその転化に重要な貢献をした人に奨励を与えなければならない。

(3) 職務科技成果の譲渡について、職務科技成果の完成者は同じ条件で優先的に譲渡する権利がある。

能です。特許法では実施しなくてもいいと。ただし、この特許法のみでは解釈はできませんが、中国はまだほかの法律もあります。

これも職務発明のことですが、技術成果の利益分配に関する法律。促進科学技術成果転化法。この「転化」という言葉は特に大学とか、完成した発明はそのまま実用化できません。だから、発明から実用化まで、利益が出るまでいろいろな工夫をしなければなりません。その工夫を「転化」といいます。科学技術成果転化法の規定にこの二つがあります。今、中国でこれに関する、利益分配に関して職務発明の場合の訴訟で使われている法律はほとんどこの二つです。特許法などはほとんど使われておりません。

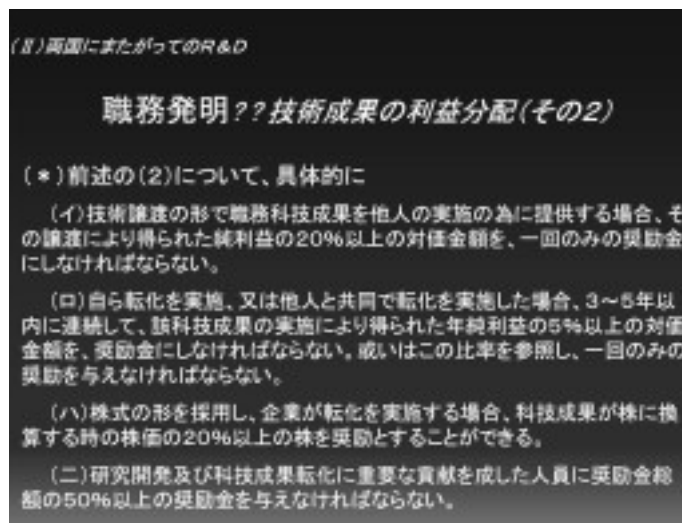
ここで言っているのは、職務発明、職務技術成果の使用権と譲渡権は、法人または他の組織に属する場合、法人または他の組織が職務科学技術成果について技術契約を締結することができます。一般には、単位あるいは企業が職務技術成果を第三者に譲渡するとき、その譲渡により得られた純利益の20%以上の対価金額で、科学技術成果の完成及びその転化に重要な貢献をした人に奨励を与えなければならないのです。発明者に譲渡。特許法では外国人への譲渡について説明がありましたが、中国企業同士の譲渡については書いていません。ここで書いています。職務技術成果の譲渡について、職務技術成果の完成者は同じ条件で優先的に授譲する権利があると。今の訴訟はほとんどこの法律を使っています。

次は、前の(2)の部分について詳しく書いています。技術譲渡の形で職務技術成果を他人の実施のために提供する場合、その譲渡により得られた純利益の20%以上の対価金額を1回のみの奨励金にしなければならない。譲渡のための取得、純利益の2割以上を奨励金にしなければなりません。これはけっこう訴訟の闘いに出てきます。

自ら転化を実施または他人と共同で転化を実施した場合、3年から5年以内に連続して、科学技術成果の実施により得られた年の純利益の5%以上の対価金額を奨励金にしなければなりません。あるいは、この比率を参照し、1回のみの奨励を与えなければなりません。これは非常に具体的に書いています。

株式の形を採用し、企業が転化を実施する場合、科学技術成果が株に換算するときの株価の20%以上の株を奨励とすることができます。お金ではなくて、その2割以上の株を与えてもかまいません。可能です。

研究開発及び科学技術成果転化に重要な貢献を成した人に奨励金総額の50%以上、5割以上の奨励金を与えなければなりません。今、中国で職務発明に関する利益分配について、



人民法院での訴訟の紛争の場合は、特許法というよりも、ほとんどこの法律が使われています。両国の共同研究とか、やはり職務発明ですからこういう問題が出てくるかもしれません。ですので、契約をするときに十分これを考慮に入れなければなりません。

次は特許法とは直接関係はありませんが、今、中国で共同研究や委託研究などに関する訴訟の中

で、秘密漏れなどに関する訴訟がけっこう出てきています。これもやはり契約のときに注意しなければならないと思って、ここで簡単にお話をします。まず、商業秘密とはなにか。これは公衆に知られず、権利者にとって経済利益があり、実用可能でしかも秘密保護の処置を採った技術情報及び経営情報のことを言っています。技術情報とは、公衆に知られず、商業的に価値があり、しかも秘密保護の措置を採った生産や製造に関する情報です。例えば設計とか、作業のプロセスとか、製品成分とか、製造方法などです。

次に経済の情報。公衆に知られず、商業的に価値があり、しかも秘密保護の措置を採った、企業経営管理に関する情報。例えば管理のノウハウとか、顧客リストとか、販売ポリシーとか、競売、入札の資料など、以上が商業の秘密、あるいは先ほど転化法の場合、転化の方法も会社の機密ですから、契約のときにそれを考えた上で契約をしなければならないと思います。

ご静聴ありがとうございました。

(注)両国にまたがったR&D

商業秘密について

(*) 公衆に知られず、権利者にとって経済利益があり、実用可能でしかも秘密保護の処置を採った技術情報及び経営情報。

- 技術情報?? 公衆に知られず、商業的価値ありしかも秘密保護の措置を採った、生産や製造に関する情報。
例えば、設計、作業プロセス、製品成分、製造方法など
- 経営情報?? 公衆に知られず、商業的価値ありしかも秘密保護の措置を採った、企業経営管理に関する情報。
例えば、管理ノウハウ、顧客リスト、販売ポリシー、競売、入札資料など

(契約時に要注意)

御静聴、謝謝。

北京集佳知識產權代理有限公司
TEL: 0086-10-59208500(日本語直通)
FAX: 0086-10-85110965
E-Mail: qian.xu@unitalen.com
xuqianjp2004@yahoo.co.jp

2-4 Galina N. Andruschak 講師の講演内容

講演者

Galina N. Andruschak 弁理士
(総責任者、ロシア特許弁理士、ユーラシア特許弁理士)



講師略歴

Moscow EnegyInstitute で無線技術工学における学位取得
1980年、ロシア知的財産研究所の知的財産保護に関する特別研修コースを修了
モスクワ州立大学より法律学の学位取得

The Russian Scientific and Research Institute of Space Device Engineering 勤務の後、1996年に「Patent Attorney」知的財産法律事務所を設立

私の経歴を聞いたと思います
が、私はガリーナ・アンドレシャックといいます。私はロシア及びユーラシアの弁理士です。同時に私はパテントアトニーという「ロシアの弁理士」という名前の会社の社長でございます。このセミナーを開催してくれました皆さまに対して、私を招待してくださいましたこと、このセミナーに参加

加させていただいたこと、さらにもう一度この素晴らしい日本に来る機会を与えてくれたことをとても喜んでおります。実は私は1年前に日本に来ました。私は日本のことが大変好きで、そのときにお会いした日本の皆さま、特に三菱商事の皆さまとお話したことがとても記憶に残っております。今回、皆さま方のご招待によりまして、もう一度日本に来ることができました。

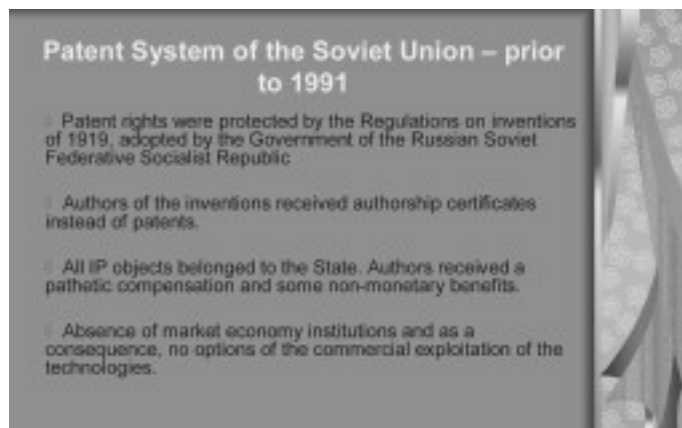
モスクワはとても寒かったのですが、モスクワの人たちには、きっと日本と比べたらモスクワはずっと寒いと言われました。日本に来たらとても暖かいことに気がつきました。



私は日本の暖かさをもってモスクワに帰ることになります。モスクワは寒くて、マイナス25度からマイナス30度といわれています。ですから、実を言うと、寒いモスクワに帰りたくないという気持ちがあります。

ここで自分のことについて少しお話ししたいと思います。私は無線工学エネルギー大学を卒業いたしました。これが私の第一番目の大学でありまして、学位は無線工学です。その後、知的財産保護の特別研修コースを出て、モスクワ大学の法学部を出ました。そしてロシア宇宙機器研究所の特許部長もやっております。1996年からモスクワのパテントアトニーという会社の社長をしております。この会社はロシアの特許、外国の特許に関して外国のパートナーと仕事をしておりまして、30か国の国々の人たちと仕事をしております。すべての知的財産権の問題に関して、発明、実用新案、意匠を含めますが、さらに商標なども私たちの会社では扱っております。

まず、ロシアの現状を話す前に、少し歴史のことをお話ししたいと思います。なぜかといいますと、私たちの特許法というのは皆さまの国と比べまして、1992年というかなり新しい特許法でございます。それまでロシアにはソ連邦がありました。ソ連邦の中では発明に関する法律がありました。発明の著作者に関しては作者総名表と



いうのが出されまして、すべての発明の権利は国家に属していました。つまり、しかるべき特許の著作者がなかったわけです。なぜかというとな国家が著作権を持っていたからです。ですから、発明者はもし発明したものが使われた場合にはほんのわずかな報奨金が渡されたのです。その金額はとても少なく決められておりましたし、その報奨金をもらえる期間も決まっておりました。その期間は5年でした。5年を過ぎますと、発明をした著者に対しては全くの何の報奨もなかったわけです。

さらに報奨金をもらう手続きがとても複雑でした。私もこの時期に特許権に関する仕事をしておりましたが、著者は特許を持つことができず、外国人の申請者には排他権というもので出されたのです。それは全く財産権というものではありませんでした。ソ連邦が崩壊しまして新しいロシアに変わりました。社会主義経済が持っていた原則の下でソビエト経済は動いていたのですが、その経済のシステムというのは全く合理的ではなく、ソビエト連邦が崩壊したことによってしかるべき方策をとる必要がありました。社会主義経済の中では国は存在できないということでした。

ついに1992年にロシアが生まれ、ロシアは文明的な法律を採択しました。それは新しい特許法です。その特許法によれば、市場経済原理で動くのです。こうして初めてロシアの

発明家の発明に対する排他権というものが生まれたわけです。後で職務発明について詳しくお話ししますが、それは著作者と発明者と雇用主との間の契約で調整されます。それはすべて市場経済の間で動くものです。ロシアは全く新しい経済レベルに達しました。私が思うに、このような状況の下で1992年に特許法を採択したことによりまして、経済の効果を得ることができました。それを私たちは

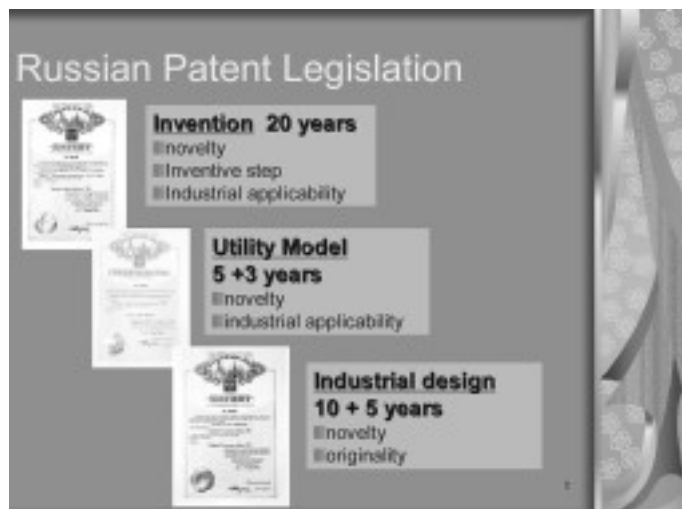
実際に観察しております。また、たくさんの品物がお店にあり、お店の中にはロシアの品物だけではなく外国の品物もたくさんあります。ロシアにとうとう外国の投資家が現れたということです。外国人の投資家というのはロシアの経済の発展の推進役となり、ロシアの人々の生活レベルを上げることになりました。

ロシアのシステムによるロシアの特許法というのは、世界の標準的な特許法と合致しております。この特許法というのはどんどん実情にあわせて変更されています。WTOのTRIPSにもどんどんあうようになっております。ロシアがWTOに入るために特許権者に対して必要な法律的保護を与えているのです。

ロシアの特許法によりまして、発明に関しての特許法は特許庁に

申請を出した日から20年間です。特許法は次のような基準によって与えられます。その基準とは世界的にみて全く新規性があること、この条件の下で知られていない、かなり高い技術レベルに達していること、産業への応用ができることです。つまり、世界にとって新規なものであるということです。この新規性というのはほかの先進諸国の発明の基準と同じです。20年間発明の特許の期間がありますが、5年間有効期限が延ばされるのは、薬剤や医薬品などです。これは日本と違っていることです。ただ、5年間だけです。それ以外を除きまして、ほかの発明品に関しては5年間延ばすことができます。

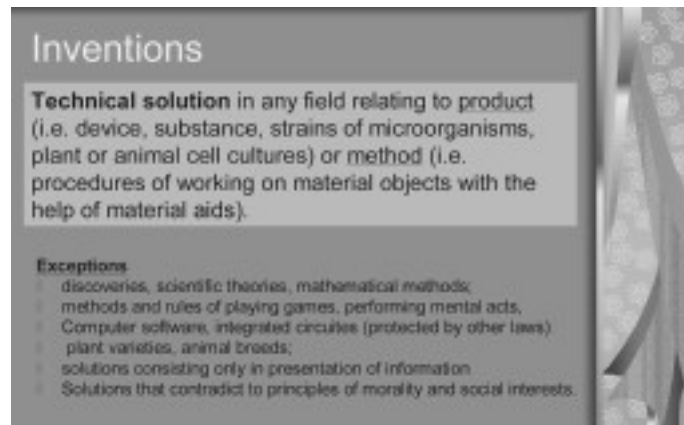
さらに、発明の特許の第2番目の基準というのは、創意に富んでいることです。技術的



解決法というものが高いレベルにあるということです。技術レベルにおいて優先権の日までは一番高い技術発明レベルにあること。そして第3の基準というのは、産業への応用ができることです。農業を含めてすべての分野に応用できることです。

次は実用新案の特許です。これはロシアにとっては新しい対象でありまして、1992年の法律によって初めて実用新案に関する特許法というものができました。日本と違いまして、日本では登録をしますが、ロシアでは実用新案に関しての定義がありまして、その期間は8年です。普通はほとんど実用新案に関しての特許というのは延長されます。実際に、5プラス3年で8年の有効期間となっております。つい最近の変更点ですが、前の報告者の方が話しておりましたが、日本の実用新案の期間というのは10年ですが、ロシアでは8年です。実用新案の基準となるのは世界的に見て新しいこと、新規性があることです。つまりロシアやほかの国において全く発表されたものでないこと、そして産業への利用ができるということです。産業への利用というのは、発明の特許を受けるときの基準と同じです。

次に特許の対象となるのは意匠です。意匠に対する特許です。これは別の対象となりまして、日本と異なりまして、意匠は実は新案や発明に変えることはできません。これは別のものになります。意匠に関しましては、芸術設計上の解決法、製品の外見に対して出されるものです。外見が新規性を



持っていて、世界的に見て新しいもので、知られていないもので、ロシア、外国においても使われていないものであって、芸術設計法というものが今までのものと違って独創性に富んでいるということがその基準となります。

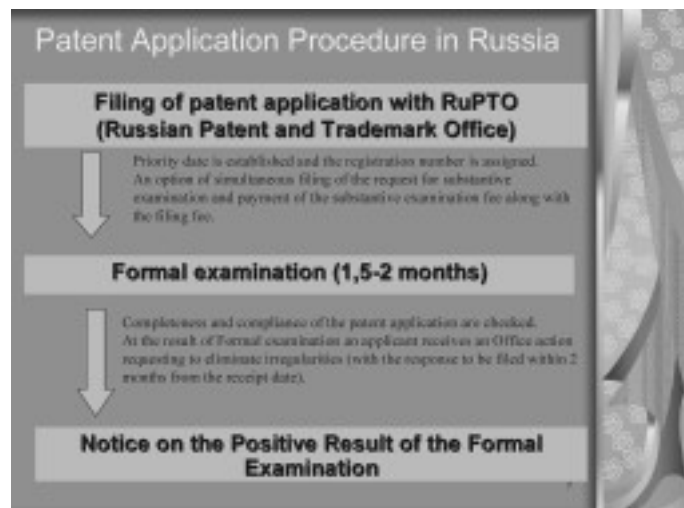
次に、それぞれこの三つの特許の種類に対して細かくみていきたいと思います。まず発明についてです。日本の法律というのは唯一発明の定義がある法律です。日本の法律には唯一発明の定義がされているのです。自然保護に従って高いレベルの進取性の技術的解決法とあります。これはとてもよい定義だと思いますが、こういう定義が私たちロシアの国にはないために、弁理士にはある意味とてもつらい問題が起こってきます。申請者に対して発明とは何かということを説明するときになかなか難しいわけです。ロシアの特許法にはすべての技術的解決法というのがあります。日本の特許法に入っていないリストのものがすべて書かれています。

私が思うに、ロシアの定義と異なって、日本の定義の法が優れていると思うわけです。私は発明者のために働いているわけですが、法律に出されて書かれている日本の定義とい

うのは大変気に入っております。日本の法律ではすべての発明活動というものを、産業が発展するための促進剤として促進しているということです。そういう日本の特許法というのは、日本の社会の発明活動を促進するものです。ロシアの法律というのは発明の具体的な対象を抱えています。例えば製品、機械、物質、微生物の菌株、植物及び動物の細菌培養、さらに方法などです。このような定義がされていて、発明の対象が決まっているために、私たちの国では、商業的な価値があるのに特許を取る能力がないものがあるわけです。

それはどのようなものかといいますと、例えば発見、科学理論とか数学の方法とかゲームの規則とかコンピュータのソフトウェアなどです。さらに情報を提供するだけの解決法、それから集積回路、ビジネスのやり方、さらに公序良俗に反するもの。これは日本でも同じです。公序良俗に反するものというのは、唯一ロシアと日本と一致している発明対象物であります。例えば賭博ゲームなどは商業的な意味を持っているかもしれませんが、そういうものは公序良俗に反するものになるわけです。

次に、ロシアの特許の申請方法というものをお話ししたいと思います。申請日というものが優先日となります。その後、申請書が出された後、出願が行われた後、申請は方式審査を通過します。方式審査は 1.5か月から 2 か月間かかります。そのとき、審査官は何か方式の面で要求事項がしっかり合致していない場合には、例えば料金が払われていないとか、必要な書類が整っていないとか、それが



すべて終わりますと、方式審査の後に実体審査の請願書が出されます。その実体審査が始まるまでに申請書の修正を行うことができます。もし方式審査の工程結果が出た場合には、通知された後初めて実体審査に移ります。

ここで実体審査について申しますと、実体審査の請願というものは日本の法律と同じように 4 年間、出願日から 4 年間の期間があるということです。しかし、私たちは実体審査の出願請求というものを時間を省略するために、それは特許をより早く、より短期間にもらうために同時に出すことが多いです。8 か月経ちますと、最大限、出願後 1 年後に特許をもらうことができます。外国の申請者の場合、方式審査が終わりますと、例えば私は弁理士としてその後どのようにして動くかという支持を受けます。

そして、外国の申請者に対して申請書を正しく翻訳することが必要です。外国の申請人はどんな外国語でも出せるのですが、弁理士の私のところに来た場合には、2 か月の間にすべての方式審査に必要な書類はロシア語に訳す必要があります。お願いがあるのですが、

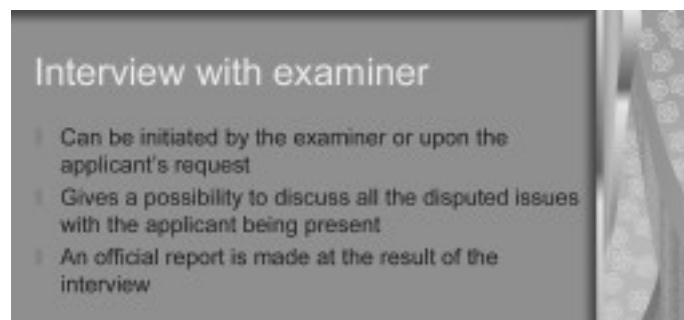
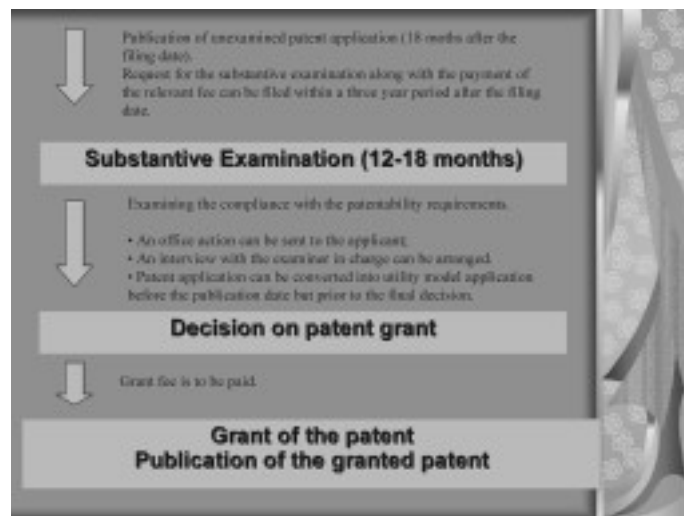
日本から送る場合には、どうぞ英語にしないでください。私たちの弁理士会社には日本語を話し、翻訳できる人がおりますので、必ず日本語のまま送ってほしいと思います。それら外国人の申請書がきた場合には、私たち弁理士が要求された方式に従ってすべての申請書を出します。発明の申請料も払っていただきます。ときどき、私たちからみて、申請書に必要なではないものも書かれてくるので、申請者と一緒にどのような文章を書くかという編集をすることが多くあります。

方式審査の後に実体審査の請求を出します。その後、申請書の公開公示が行われます。日本と同じように、中国と同じように、まず

特許庁に入った申請日は18か月間を優先日から数えます。そしてすべてを概要としてみます。さらに、請求事項のときには繰り上げ請求をすることができます。特許権者の繰り上げ請求をすることによって公開公示を行うことができます。実体審査の期間というのは12か月から18か月となっています。実体審査に関しましては、ロシアでは発明特許申請を実用新案特許に変更することができます。また、申請した発明特許が公開されるまでに行うのでしたら、発明の特許を実用新案の特許に変えること、その反対もできます。このような変更はできるように、ロシアの法律ではなっております。

もし、実体審査のときに審査官が技術的なものがよく分からない場合には、審査官は申請者に対して要請を出して、いろいろは話を聞くことができます。少ない審査料で実体審査の期間を短縮することができます。それは申請者がお金を払います。もし、実体審査で肯定的な結果が出た場合には、申請者に対して特許が出されるという通知が行われます。その中には発明特許か、実用新案特許かが書かれます。申請者は特許申請料を払って特許証を受け取ることになります。

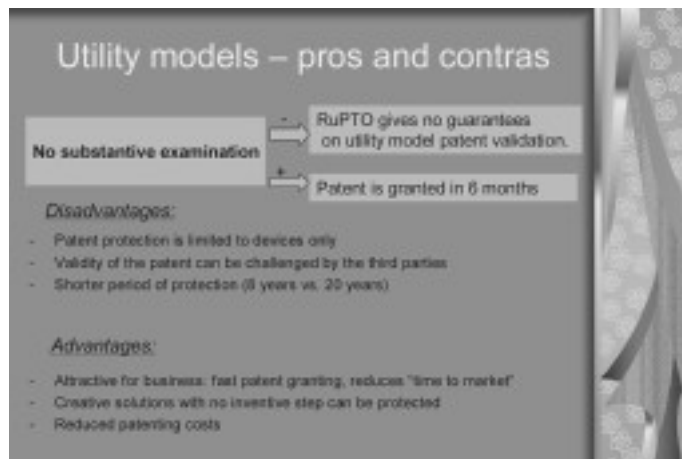
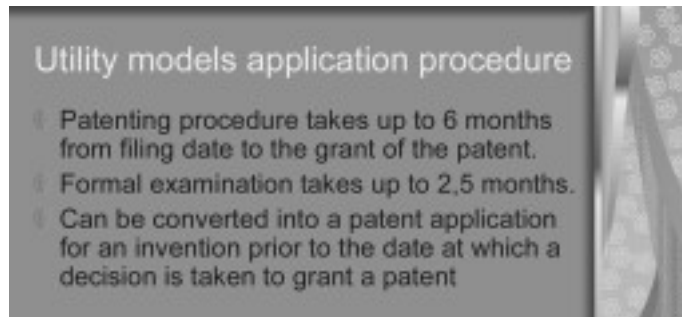
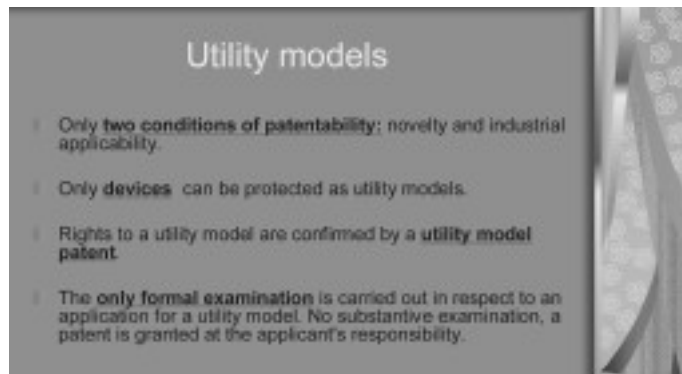
特許法に関して、弁理士、審査官にとってとてもいい方法があります。それは審査官と当事者が専門家会議を開けるということです。審査官は技術的な内容というものが最終的によく理解できないときには審査官は専門会議というものを行うことができまして、そのときには弁理士も出ることができます。弁理士がなぜ出席できるのかといいますと、特許法



をよく分かっているからであり、審査官、当事者、申請者も出ることができます。このインタビューシステムというのは短期間に審査をすることができます。その審査専門家会議が行われた結果はすべて議事録が作成されます。この際に重要なことは、専門家会議というのは、専門家つまり審査官から提起されて行うこともできますし、また申請者が提案して行うことができます。もし、申請者が専門家会議を行いたいという場合には、それほど高いお金を払うことなく専門家会議を要求することができます。弁理士と審査官に対し

て少々のお金を払うことになりますが、このシステムはとてもいいシステムだと思っています。

実用新案ですが、実用新案の基準というのは二つありまして、新規性と産業への応用という点です。すべての国と同じように設備だけが実用新案の対象となります。日本の特許法と異なりまして、ロシアの実用新案というのは第三者が実用新案を出された設備に対して同じように審査を要求できるということでありまして、実用新案というのは、現在ロシアでは特許をもらうことが流行っておりまして、私たちの会社にも実用新案の特許をもらいたいという申請書がたくさん入ってきます。この実用新案特許の特徴というのは排他権があることです。申請書を出してから6か月後にすでに実用新案の特許を受けることができるということです。この特許権等というのはほとんど法律的には発明特許権と同じような法律上の権利を持っておりまして、特許権者が実用新案特許を持つことによって、市場に独占権を持つことができるわけです。つまり、実用新案に基づいてつくられた製品の独占権を持つことができ、ほかの人たちに使わせないということができるわけです。実用新案の特許と



いうのは申請日から6か月です。

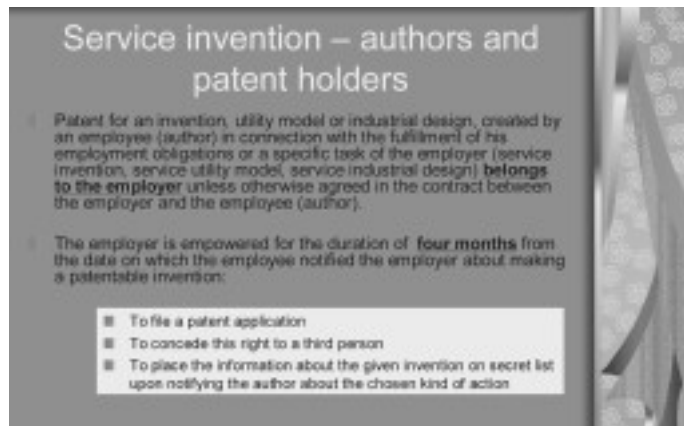
発明に関しましてはかなりの申請を行うわけですが、五つの段階を経ますが、実用新案に関しましては実体審査がありません。ですから早く受けることができるのです。この実用新案というのは申請書のリスクの下に行われるわけです。もし、実用新案に新規性がなかった場合には実用新案の特許に

新規性がなくなってしまいます。例えば発明の特許を取って、実用新案の特許を取ろうとして、もし新規性がないとしたらどうして取るのかという問題が起こってきます。弁理士の仕事というのは、民事訴訟が出た場合、法人や会社が実用新案の侵害をしたという訴訟が出た場合には、すぐに新規性があるかということを探します。

私は必ず申請者に言います。「あなたたちは訴えられました。あなたたちの実用新案の特許が本当にどれだけの新規性があるかということを私たちはすぐに探すように努力します」と。経済の分野におきましても実用新案の申請者の製品の新規性を探します。実用新案が優先日をとった日から本当に新規性があるか。私たちが実用新案に関して、ロシア、外国においての新規性というものが優先日までに出ていないことを確認した場合には、州裁判所、裁判所に訴えます。もし、優先日までの実用新案特許というのがしっかり出ていない場合には私たちは実用新案の特許を無効にします。こういう事例というのは多くあります。私たちは弁理士として必ず新規性の基準というものを詳しく調べます。しばしば、実用新案の新規性がないということで、実用新案の特許の申請を断る場合があります。

実用新案の特許を得る場合には、必ず考えてください。どうして実用新案を取るのか、そのためにどうして時間を使うのか、どうしてお金を使うのか、実用新案の新規性がしっかりあるということ、それが自分たちで確信できるものであるならば、申請する前に、特に技術的解決法というものが、新規性があるかどうかをしっかりと確かめてください。

実用新案の特許が出るまでは、次の実用新案の特許を別の特許に変えることができます。実体審査を行うことによって実用新案の特許を発明の特許に変えることができます。その場合には、実用新案の特許ではなく発明の特許となるわけです。この手続きはロシアでは可能であります。もう一つ法律で許されていることがあります。許されていること、許されていないことがあります。特に技術的な解決法に関してです。実用新案の特許にするか、発明特許にするか、それは一緒の日にはできません。6か月後にもらえる実用新案の特許を取り、その後に実用新案の特許を発明特許に変える政策をとることがあります。優先日が同じ日であるということは、つまり実用新案と発明の優先日、出願日が同じであるということ、それは法律では許されていません。ですから、それは選択するのです。申請者が



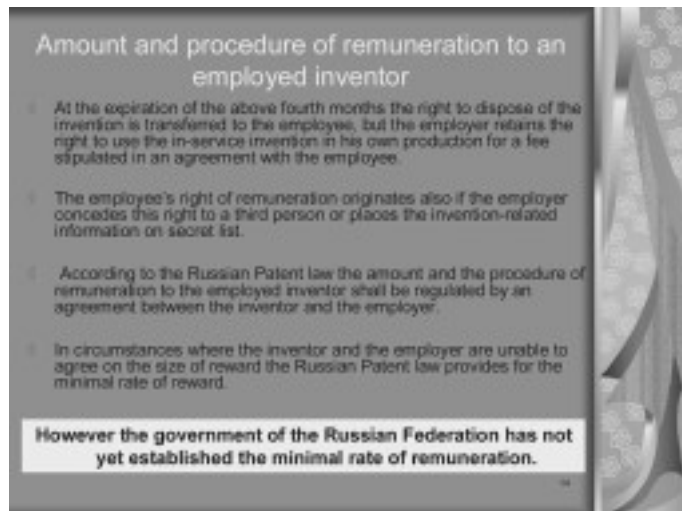
実用新案にするか、発明にするかは申請者が二者選択するわけです。

次にお話ししたいのは、職務発明についてです。誰が職務上の発明について著作権となるか、特許権者になるかということをお話ししたいと思います。ロシアの法律によりますと、会社で働いている雇用者が職務上の任務を遂行するときに発明したものはすべて特許権者に属します。著作者、発明者、

職務上の関係で著作したわけですが、特許は雇用主にわたります。会社の名前で申請を出すか、それとも申請を出さないでよくと雇用主は特許権の権者となるわけです。会社のノウハウとして会社は特許を出さないことになります。この際、発明者本人の発明に対する雇用主からの報奨というのは、雇用主と発明した雇用者との間の契約によって調整されます。

ここでの報奨の問題は、あまり正しく解決されていないと思っております。なぜかといいますと、発明の著作者は雇用主に依存しているわけです。多くの場合、雇用主、特許権者が考える利益から受けることができる報奨額というものを考えるわけですが、残念ながらロシアの法律では報奨額のパーセントが決まっておりません。利益の何パーセントとか、所得の何パーセントとか、そういうものが書かれておりません。正しいかどうか分かりませんが、日本の法律と異なっているところがあります。日本の報奨額というのは別の方法で決められています。立法者が報奨の額を日本の法律の著者、雇用主からもらう、雇用者の報奨額、そしてライセンスの額というのはとても正しい方法だと思っております。なぜかという、日本の法律というのは著者が新しいいろいろなものを発明を促進するための促進剤となるからです。

次に、発明権の委譲についてお話ししたいと思います。発明、実用新案、意匠の権利の委譲はすべて委譲に関する契約によって、ライセンス契約によって調整されます。こういう契約というのはロシアでは普通弁理士が作成することになっています。なぜかという、ロシアの特許庁には知的財産権の委譲に関する契約をすべて登録しなければいけないとなっているからです。この方法は大変正しいと思っています。なぜかという、排他権、排他権ライセンスの概念というものがあまりはっきりしていないからです。ですから、知的財産権の権利の委譲の契約を登録するというシステムはとてもいいと思います。委譲権の際にお金を支払うというのは民法によってその額も、その期間も規定されています。もし、ライセンシーとライセンサーが、その契約の中の金額が商業的な秘密であると思った場合



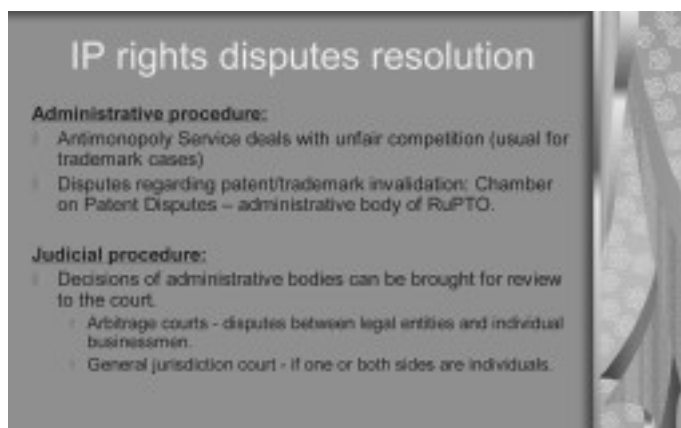
は書かないでおります。ですけれども、価格がない契約というものは登録されることができます。この契約書は両当事者が署名して、譲渡金額は商業的に秘密であるということを一筆加えることとなります。ライセンス契約を発行するのは、ロシアの特許庁に契約登録された日が発行日となります。もう一度繰り返してお話しますが、ロシアの法律においてこの登録の方法というのはとても良い方法だと思っていますし、必要不可欠なものだと思っています。

次に、係争の解決についてお話ししたいと思います。ロシアの係争解決についてはまず行政手続きが存在しています。この行政手続

きでは、発明、実用新案、意匠の係争と比べまして、ロシアで一番多く係争が起こっているのが商標です。私が弁理士として一番多く係争解決にあたる問題がこの商標の問題です。ロシアの市場というのは、残念ながらいろいろな無法品、模造品がたくさん出ておりまして、商標を正しく使用するという部分においては大きな問題です。特に、中国の方が申請者と同じような商法を使おうとするわけです。違法輸入をしたりするのです。すでに有名な商標を使って模造品を作るわけです。「マルトゥーニ」という名前で商品が発売するとか、ロシアではこういう商標を使った商品の事件が大変多くあります。

こういう問題の解決にあたるのが反独占委員会で、反独占委員会が不公正な競争、不公正な商標利用の問題を担当しています。反独占委員会というのは、こういう問題も処理していまして、商用だけではなくほかのこともやっております。ロシアの会社ですが、ロシアの洗剤製造会社を作っている液体洗剤ですが、同じような洗剤を作った人がいます。その結果、反独占委員会が模造品を作った会社からすべての材料、すべての機械を没収しました。2005年1月から知的財産権の所有者の侵害をした人たちに対する、特に商標の不正利用に関しましてはかなり厳しい法律、制裁を加えることになっています。すでにロシアの立法機関である上院で批准されましたので、2008年1月1日から発効されることとなります。

特許の侵害についてですが、発明、実用新案、意匠の特許にかかわらずすべての侵害に関する行為、もし侵害の問題になり、弁理士としてまず第一に何をするかというと、状況



に従いまして特許の無効を申請します。ロシアの特許庁というのはロスパテントですが、ロスパテントは係争の場合には特許権者と、裁判の場合の原告と被告がいるわけです。そのときに特許が誤って出されたのではないかとすることを異議申し立てるわけです。特に発明、実用新案に関してです。つい最近あったことですが、瓶に関して私たちは異議申し立てをしました。こういう係争に関しては法律的根拠があれば特許法を無効とします。もし、特許の侵害がひどい場合には、法律根拠があった場合に、これらのひどい特許侵害を行った人たちに対して厳しい措置をとります。

日本の特許で同じような場合、どのようになっているかということを見ましたが、日本の法律はとてもいいと思います。日本の裁判においては名前を出さず匿名で出ることです。私たちの場合は反対に3人から5人が出るわけです。そのときには申請者も原告、被告、弁理士も裁判に参加するわけです。そうすると、両当事者が出る場合には客観性が失われるということがあります。ですから、裁判官が判決を出す際に影響を与えることがあると思います。その意味では、匿名で名前を出さないで行われる日本の裁判の方がいいと思います。もし、原告も被告も出された判決に対して異議申し立てをしたい場合には、異議申し立てする権利を持ちます。法人の場合は一般の裁判所で行われます。

モスクワには仲裁裁判所というものがあまして、7人の裁判官が知的財産権の係争問題を客観的に裁判を行っています。ある一定の裁判官は要請を受けまして、仲裁裁判所の裁判官というのはしっかりと知的財産権に関する研修を受けて裁判官となっています。そして、出された特許が本当に正しいかどうかということを調べることになります。それは原告、被告になるわけです。いわゆる裁判というのは下級裁判所、中級裁判所、上級裁判所、最後には最高裁判所でも争われることになります。連邦の最高裁判所というのは知的財産権の侵害に関しての問題でかなり高いレベルで判決を出すことができます。

ユーラシア特許条約というものがあまして、1995年につくられたものですが、ヨーロッパの特許条約と同じです。私はユーラシア弁理士の一人でありまして、ロシアの弁理士と同じようなユーラシア弁理士の資格を持っております。ユーラシア弁理士というのはユーラシア特許条約には旧ソビエト連邦国の九つの共和国が参加しています。そしてユーラシア協定がありまして、ユーラシア国際特許協定というのは、旧ソビエト連邦の九つの共和国の中で効力を発しています。

共同開発についてですが、これに関しては、共同学術研究だけではなくて、もし特許権者がなにか学術研究を行うとすると、民法によると特許権者は共同研究にお金を払った人になります。会社で発



明をした人が著作者となります。著作者は発明に対して報奨金をもらうことができます。しかし、特許権者となれるのはあくまでも会社、その仕事を発注した人です。特許権者は発明した人と契約を結び、その契約は共同研究を発注した人、実際に共同研究を行った人の間で契約を結びます。そのとき一つだけの特許権が出されます。発注主が数社になるかもしれませんが、その場合でも一つの特許権しか出されません。

皆さんに注目してもらいたい事実があります。ロシア特許庁が出したのですが、最近ロシアで発明特許の出願主のうち20%がロシアと日本の会社と一緒に出願したものです。このような形の出願は最も適切であると思われます。理由はロシアの企業が発明の出願者の

一人として記載されていることは、ロシアの申請者が特許料の優遇策を利用できるからです。したがって、ロシアの申請者とともに出願することは日本の申請者には経済的にも得策です。さらに交付された特許権の侵害の場合、ロシアの共同特許権者はロシアにいたのでいつでも違反者を見つけ出す機会があり、日本の共同特許権者よりも短期間で侵害された権利を保護するためにしかるべき措置をとることができます。ロシアの弁理士というのは、必ずロシア側について仕事をするようになります。もし、特許の侵害が出された場合には、ロシアの弁理士はロシアの企業側について仕事をします。このように、ロシアで共同特許をとることは現在では効率的で

Joint scientific research and development

- Legal regulation of contracts for the performance of scientific research and development work is done under the Civil Code of the Russian Federation
- Parties to contracts for doing scientific research & developments have a right to exploit the products of work, including those fit for legal protection, within the limits and on terms stipulated in the contract.
- Unless otherwise provided for in the contract, the customer is entitled to use the results of work, including those which can be protected by patent law, and the contractor is entitled to use the results of the work done by him to satisfy own needs.

Jointly filed patent applications

20% from the number of all recently filed Japanese patent applications in Russia are applications which have been filed jointly by Russian and Japanese companies.

- This method of filing patent applications is advisable because indication of the Russian company as one of the applicants allows to use preferential rate of official patent fees prescribed for Russian applicants.
- In case of a patent infringement Russian co-owner of a patent, being in Russia, always has more resources than Japanese co-owner to discover patent infringer and shortly to take necessary measures for protection of joint patent rights.

Joint patenting in Russia is an effective and economically sound way for obtaining legal protection of IP objects by foreign companies.

Statistics illustrating the dynamics and trends in the development of patenting in Russia:

INVENTIONS:
Filings of Foreign Applicants from 8 Countries with the Greatest Number of Applications for 2001-2005

	2001	2002	2003	2004	2005
USA	1140	1251	1321	1345	2417
Germany	942	945	866	1151	1248
Republic of Korea	155	228	206	311	530
France	342	375	365	436	518
Japan	387	321	321	327	508
Switzerland	235	305	343	467	466
Italy	145	179	168	261	352
Great Britain	178	188	207	254	271

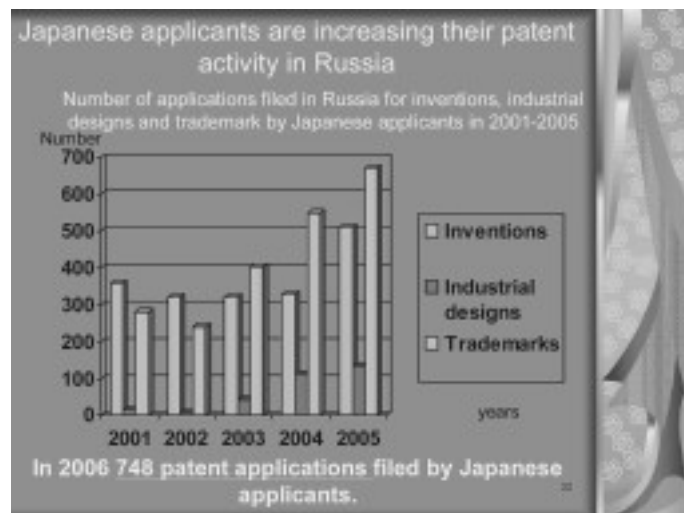
あり、外国企業にとって共同特許権対象物の権利保護を受ける方法として経済的に有利な方法があります。

ここで、少し統計的な数字をお見せしたいと思います。日本から出された特許の数です。これはロシアの特許庁に登録された数ですが、2005年は日本から509件の申請がありました。2006年の数字はまだ出ておりませんが、私が知っているかぎりでは日本から748件の発明特許の申請が出されています。実用新案の数字は皆さんにはお見せしません。なぜかという、あまり数字が多くないからです。日本の申請者は実用新案の長所、短所を良く知っているからだと思っています。東南アジアにおいては、一番がアメリカ、ドイツ、韓国、フランス、日本となっております。2005年は509件になっていまして、韓国より少なくなっておりますけれども、先ほど申し上げたように、2006年は748件になっていまして、日本の申請が年ごとに増えているのは、申請者である日本の会社がロシア市場経済に興味を持っているからだと思っています。例えば日本の自動車会社がロシアへ進出しております。日本の申請者は発明の特許をロシアでも取りたいわけです。

次に、2001年から2005年までの意匠の特許に関する数字です。一番目がアメリカ、ドイツ、日本

INDUSTRIAL DESIGNS:
Filings of Foreign Applicants from 8 Countries with the Greatest Number of Applications for 2001-2005

	2001	2002	2003	2004	2005
USA	77	91	112	120	219
Germany	33	95	139	161	185
Japan	16	8	44	112	135
Italy	27	23	40	69	104
France	41	32	76	74	99
Republic of Korea	10	34	44	63	81
Switzerland	17	21	22	46	58
Great Britain	20	19	18	26	24



First-ever visit of RuPTO officials to the Japanese Patent Office

■ In May 2005, a delegation from the RuPTO led by its head Mr. Boris Simonov paid a visit to the Japanese patent office – for the first time in the history.

■ The Russian delegation had a good chance to study aspects of Japan's transition to electronic (paperless) filing of applications for patents for inventions, trademarks, industrial designs.

■ The parties discussed prospects for the management of permanent contacts and closer interaction of the two agencies in handling matters of mutual interest.

でありまして、韓国より勝っています。意匠は芸術、設計法に関する特許でありまして、製品の外観に関する特許です。次の表は、日本に関してだけの数字ですが、発明、意匠、商標、ロシア特許庁に登録された申請数をここでは示しています。これから見て分かるように、どんどん申請の数が増えておりまして、日本は活発に自分たちの権利の保護を訴えているわけです。日本では市場で密輸品や模造品が出た場合には、日本の会社は特許権を持っていればすぐに裁判に訴えることができるわけです。

日本の特許庁とロシアの特許庁との関係の発展についてお話ししたいと思います。2005年5月にロシア特許庁と全世界知的財産機構との協力プランの枠内で、ロシア特許庁の代表団が日本の特許庁を訪問しました。これは初めてでした。ロシア特許庁の代表団は特許条約とマドリッド条約及びマドリッド議定書に規定されている手続き、すなわち発明、商標、意匠に関する特許出願のペーパーレスの出願方法への移行の問題を調査することができました。ロシアは国際条約の加盟国です。PCT、マドリッド条約などです。全体としてロシアの特許法を国際条約に適合させる作業というのは続いておりまして、知的財産権の保護分野における外国、特に日本の考え方は本当に進歩的なものだと思います。それをロシアに適用することは大変有益であると考えます。知的財産権分野に該当する国際基準にロシアの法律基準をあわせることは、ロシアが世界経済に統合するためのより良い条件をつくり出すことであり、ロシア市場に進出しようとする外国企業にとって、知的財産保護分野でのロシアの魅力を高めることにつながります。

皆さま、ご静聴ありがとうございました。皆さまの前で演説できることを大変うれしく思っております。

もし、皆さまの方でご質問がありましたら、よろこんでお答えいたします。

